

## 「第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」素案についてのパブリックコメント実施結果

本市では、平成23年9月26日から10月24日までの期間、「第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」素案についてのパブリックコメントを実施しました。いただきました御意見の要旨およびそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

(1) 意見総数 26件（10人）

(2) いただいた御意見（要旨）とそれに対する市の考え方

※提出いただいた御意見は、趣旨を変えない範囲で、簡素化または文言等の調整をしています。

御意見（要旨）	市の考え方
基本目標Ⅱ「あらゆる分野への男女共同参画の促進」	
主要プラン4「地域における身近な男女共同参画の促進」に関すること	
<p>1 “男女共同参画センター機能の充実”が挙げられ、「男女共同参画センター移転整備」となっているが、“男女共同参画推進のための市民活動の拠点施設”となるよう考えられているのか、大変気になる。移転整備の後に、「これまでの活動を後退させることのないよう強化、充実を図る」としたいものである。</p>	<p>男女共同参画センターにおきましては、平成7年の開館以来、男女共同参画社会の形成を促進するための市民活動拠点として、学習研修事業を始め、相談事業、活動交流事業など様々な事業を行ってまいりましたが、建物の耐震診断等の結果を踏まえ、移転整備を行うこととしたものでございます。</p> <p>移転整備に当たりましては、市民文化センター跡地に整備する「こども未来館（仮称）」の事業との相乗効果が期待できることや、利用者の利便性の観点から、「こども未来館（仮称）」の整備にあわせて、同一敷地内に隣接して整備することとしております。</p> <p>男女共同参画センターは、地域における男女共同参画推進の重要な拠点施設であるとの認識の下、移転後は、学習研修事業や活動交流事業などを継続するとともに、相談機能を拡充させるなど、男女共同参画センター機能の充実を図ってまいりたいと存じます。</p>
<p>2 (2)まちづくり等における男女共同参画の促進について 「具体的施策／・主な取組」としながらも具体性に欠けると思われる。特に、防災については、内閣府の基本計画を参考にしてほしい。例えば、「地域コミュニティ協議会の防災部会に女性の参画を増やす」等。</p>	<p>主な取組につきましては、本市で行う事業の一部を紹介してまいりまして、具体的な取組につきましては、このプランに基づき、主管課において適切に対応してまいりたいと存じます。</p>

3	<p>(2)まちづくり等における男女共同参画の促進について 「環境にやさしい人材の育成」とあるが、_____線の語句に違和感がある。例えば、「環境保全の意識を持つ人材の育成」などとしてはどうか。</p>	<p>「環境にやさしい人材の育成」の表現につきましては、「高松市環境基本計画」におきまして、施策の柱として掲げているものでございますので、御理解をお願いいたします。</p>
<p>基本目標Ⅲ「男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり」</p>		
4	<p>まず、主要プラン8の「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」がくるべき。この分野での問題が捉えきれていない。 上記を確保するために、育児の在り方、仕事の在り方が問われているのではないか。</p>	<p>長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、結婚・出産を機に退職する女性が多い、いわゆる「M字カーブ問題」の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であり、また、企業の活性化につながるものと認識しております。 このプランでは、企業に対して職場の意識改革を促すとともに、労働者が多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な労働条件が確保されるよう取り組むこととしておりまして、まず、主要プラン6として「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」を掲げているものでございます。</p>
5	<p>育児、家事を男女共に担いながら働く、ということは、1日の勤務時間、時間帯、休暇の取得環境が大きく影響する。 保育所等の充実は大切であるが、現在の働き方についても注視し、労働条件を人間らしい生活に合わせていくことも重要ではないだろうか。</p>	<p>長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、結婚・出産を機に退職する女性が多い、いわゆる「M字カーブ問題」の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であり、また、企業の活性化につながるものと認識しております。 このプランでは、企業に対して職場の意識改革を促すとともに、労働者が多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な労働条件が確保されるよう取り組むこととしております。</p>
6	<p>「M字カーブ問題」は“男は仕事、女は家庭”という固定的な性別役割分担意識を表している。“子供ができたら退職、大きくなったら仕事”というのは、「子育ては女性の仕事」と同じである。</p>	<p>御指摘のとおり、「M字カーブ問題」は固定的な性別役割分担意識を表しているものと認識しております。 このため、主要プラン6「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」におきまして、意識啓発を推進するとともに、働き方の見直しを進め、育児・介護休業が取得しやすく職場復帰しやすいなど、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を推進し、家庭内で男女がともに家事等を担える環境づくりに努めることとしております。</p>

7	<p>圧倒的に女性が占める“非正規労働者”の問題が抜けている。</p>	<p>労働者が、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上での重要な課題であると認識しております。</p> <p>このため、主要プラン8「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」におきまして、パートタイム労働法等労働関係法令の周知・啓発に努めてまいりたいと存じます。</p>
<p>主要プラン6「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」に関すること</p>		
8	<p>(3) 家庭生活への男女共同参画の促進について  「市職員における育児・介護休業の取得促進」とあるが、「市の男性職員の育児・介護休業取得率」の数値目標を掲げるべきではないだろうか。（市職員の女性管理職の割合の目標があるように）</p>	<p>市職員の育児休業取得率につきましては、「第2次高松市特定事業主行動計画」におきまして、「男性職員は10%以上、女性職員は完全取得をめざす」としてしております。</p> <p>市の男性職員の育児休業取得率については、御意見の趣旨も踏まえ、数値目標として掲載するよう検討いたします。</p> <p>なお、市職員の介護休業取得率につきましては、個々人で家族の介護に関わる状況が多様であるため、支援を必要とする職員数を特定して、対象者数として数値化し、取得率を算出することが難しいことから、数値目標としての設定はいたしませんので、御理解をお願いいたします。</p>
<p>主要プラン8「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」に関すること</p>		
9	<p>子供ができて働き続けられる環境整備について具体的に記載して欲しい。</p> <p>(同趣旨の御意見2件)</p>	<p>長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、結婚・出産を機に退職する女性が多い、いわゆる「M字カーブ問題」の解消や政策方針決定過程への女性の参画拡大を進める上で不可欠であり、企業の活性化につながるものと認識しております。</p> <p>このため、主要プラン8「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」のみならず、主要プラン6「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」および主要プラン7「子育て・介護支援の充実」も含め、総合的に推進していくことで、基本目標Ⅲ「男女がともにいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり」に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>なお、具体的な取組につきましては、このプランに基づき、主管課において適切に対応してまいりたいと存じます。</p>

基本目標Ⅳ「男女の人権が尊重される社会づくり」		
主要プラン 10「人権尊重の意識づくり」に関すること		
10	<p>女性だけでなく、子どもに対する暴力・虐待への対策・救済体制が急がれる。このことについて明記すべきだと思う。</p> <p>(同趣旨の御意見 1 件)</p>	<p>子どもに対する暴力・虐待への対策・救済体制につきましては、主要プラン 10「人権尊重の意識づくり」を実現するための具体的施策として、「子どもや高齢者等の虐待防止対策の推進」を掲げております。</p> <p>なお、具体的な取組につきましては、このプランおよび「高松市子ども未来計画」に基づき、主管課において適切に対応してまいりたいと存じます。</p>
11	<p>言論・表現の自由とともにあるのは、見たくない人見せたくない人への見ない見せない権利であり、そのために情報を取捨選択し事実と創作を区別するメディア・リテラシーの普及とその支援が行政の役割ではないだろうか。</p>	<p>インターネット等の普及によって、女性や子どもの人権を侵害するような情報の発信主体が多様化し、受信も容易となっている状況を踏まえ、メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身につけるため、メディア・リテラシーの向上のための広報・啓発に努めてまいりたいと存じます。</p>
主要プラン 11「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関すること		
12	<p>女性の人権は、セクハラとDVだけではないと思うので、もう少し豊富化して欲しい。</p> <p>(同趣旨の御意見 2 件)</p>	<p>基本目標Ⅳ「男女の人権が尊重される社会づくり」におきましては、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力のみならず、ストーカー行為や性犯罪など、男女の人権を侵害する様々な行為を許さない社会意識の醸成と暴力の根絶に向けた社会環境づくりをめざしております。</p> <p>この基本目標を実現するため、主要プラン 10「人権尊重の意識づくり」におきまして、人権に関する理解を深めるため、お互いに理解し合い、尊重し合う教育を推進するとともに、人権意識が醸成されるよう、人権に関する啓発活動を推進することとしております。</p>

13	<p>人権が侵害された場合の被害者の救済体制および相談体制の充実が大切だと思う。</p>	<p>主要プラン 11「女性に対するあらゆる暴力の根絶」は、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律に基づく市町村基本計画として位置付ける予定としております。</p> <p>この基本計画に基づき、相談体制の充実等、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための施策を総合的かつ一体的に取り組みでまいりたいと存じます。</p>
14	<p>(2) 配偶者等からの暴力防止対策の推進</p> <p>国の基本計画には、市町村における「配偶者暴力相談支援センター」の増設が目標とされている。</p> <p>42万人都市高松において設置が必要ではないだろうか。</p>	<p>現在、本市では、配偶者等からの暴力に関する相談・保護・自立支援等につきましては、高松市男女共同参画センターおよび子育て支援課こども女性相談室におきまして、関係機関および関係課と連携・協力しながら行っているところでございます。</p> <p>また、香川県において、配偶者暴力相談支援センターを設置しており、十分連携が図られていることなどから、現在のところ、本市において配偶者暴力相談支援センターを設置する予定はございません。</p>
15	<p>加害者側が暴力を暴力と認識していないことや、被害者側の「拒絶」の意思の表示が重要と思われる。これが当事者間で通じない場合への速やかな支援体制の充実が行政の課題ではないだろうか。</p>	<p>被害者等の支援体制につきましては、被害者等が相談しやすい体制づくりを通じて被害の潜在化を防止するとともに、効果的な支援の推進に努めてまいりたいと存じます。</p>
16	<p>DV被害者について、男性が被害者となる件での相談件数が少ない理由に、「男のクセに！」という自尊心がある。現状、自殺者の大半は男性が占めており、それは「一家の家父長」や「男らしさ」を求める社会が男性に過剰な期待をかけている故だと言われている。それが男性の心の強さとなるという美点もあるが、誰もが強いわけではない。</p> <p>男女ともに支えあう社会において弱さを享受する強さを持つべき教育が必要ではないか。</p>	<p>小学校の早い時期より、男女の人権や平等を尊重する心をはぐくむことは、ドメスティックバイオレンスの防止につながる有効な手立てになることと存じております。</p> <p>このため、学校教育において、男女が相互に理解、協力し合いながらそれぞれの個性や能力を主体的に発揮し、人間性豊かに生きる児童生徒の育成に努めてまいりたいと存じます。</p>
17	<p>計画の基本理念には、「性別に起因する性別や暴力をなくし」という文言が盛り込まれていますが、性別に関わらず許されないはずの暴力で、なぜ「特に、女性に対する暴力は重大な人権侵害」と性差を開くのか理解できない。</p> <p>暴力が潜在化しやすいという点も、男性被害者も同じである。むしろ、男性被害者の場合は、「男の癖に情けない」と馬鹿にされたり、「女に手も足も出ないなんて情けないな」と自虐したりと、非常に相談しづらい傾向にある。</p>	<p>暴力を振るうことは、性別を問わず許されるものではありませんが、暴力の現状や経済力の格差など男女の置かれている社会状況を踏まえ、特に女性の被害に焦点を当てているものでございます。</p> <p>また、相談しやすい体制づくりを通じて、男女を問わず、被害の潜在化の防止に努めたいと存じます。</p>

計画の推進に関すること		
18	プランの目標達成に向けた具体的な施策と検証を行うこと。	<p>男女共同参画社会の実現に向け、「第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」を着実に推進し、実効性を確保するため、個別事業の取組状況や関連する数値目標等の進捗状況について、毎年度公表することとしております。</p> <p>また、庁内の関係部局で構成する「高松市男女共同参画推進本部会」および学識経験者、公共的団体等からの推薦による委員等で構成する「高松市男女共同参画推進委員会（仮称）」と連携を図りながら、検証を行ってまいりたいと存じます。</p>
19	前回目標値がどの程度クリアできたのか、また現況値に至るまでの問題点が明らかでないので、次回の目標値が希望的数値に終わらないかと心配である。	<p>現行の「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」の個別事業の取組状況や関連する数値目標等の進捗状況につきましては、毎年度公表しておりまして、平成22年度における目標値の達成状況は、全体の33.8%となっております。</p> <p>また、「第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」の策定に当たりましては、現行プランの進捗状況および昨年実施いたしました「男女共同参画に関する意識調査」の調査結果を勘案し、現状を踏まえた新たな課題に対応するべく、現行プランを発展させるものとしております。</p> <p>なお、「第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」を着実に推進し、実効性を確保するため、現行プランと同様に、進捗状況について、毎年度公表することとしております。</p> <p>また、庁内の関係部局で構成する「高松市男女共同参画推進本部会」および学識経験者、公共的団体等からの推薦による委員等で構成する「高松市男女共同参画推進委員会（仮称）」と連携を図りながら、検証を行ってまいりたいと存じます。</p>

その他		
20	<p>条例にすべきである。プランでは限界がある。 (同趣旨の御意見4件)</p>	<p>「第3次たかまつ男女共同参画プラン(仮称)」素案におきましては、基本理念に基づき、「男女の人権尊重」など4つの基本的視点を置くとともに、施策を展開するため、「男女共同参画の意識づくり」など4つの基本目標を定め、その下に12の主要プランと、全部で25の施策の基本的方向性を定めることとしております。</p> <p>このプランにおきまして、基本理念を始めとして、条例での規定が想定されます事項を十分に記載しておりますことから、現在のところ、条例は制定しないこととしております。</p>
21	<p>資料をパラパラ見て納得…という種類のものではないので、ぜひ素案の段階での勉強会(周知のための)みたいなものを開催していただけると、広く市民のアイデアが得られると思う。</p>	<p>素案の段階での勉強会を開催する予定はありませんが、来年2月に、市民の皆様などにプランの趣旨等を周知し、男女共同参画に関する理解と認識を深め、意識を高めるため、シンポジウムを開催する予定です。皆様の御参加をお待ちしております。</p>
22	<p>どの分野でも「あらゆる機会をとらえての啓発と周知」の文言があるが、今までもその文言があり、それでも目標値が達成できないとすれば、周知啓発の仕方や中身も考えなければ効力が発揮できないのではないか。</p>	<p>男女共同参画社会実現に向け、意識改革を推進するためには、あらゆる機会をとらえての周知、啓発が必要と認識しております。</p> <p>周知、啓発の方法等につきましては、実効性のあるものとなるよう検討してまいりたいと存じます。</p>
23	<p>男女共同参画推進室がメインとなって、男女共同参画センターと一体化を図ることが求められる。</p>	<p>男女共同参画センターは、男女共同参画社会の形成を促進するための市民活動拠点として、学習研修事業を始め、活動交流事業、相談事業など様々な事業を行っております。</p> <p>センターの運営につきましては、市民・行政・民間の連携により行っておりまして、男女共同参画社会の実現に向け、引き続き、民間のノウハウや人材を活用するとともに、男女共同参画推進室と男女共同参画センターの連携を強化してまいりたいと存じます。</p>
24	<p>農山漁村に関する項目がない。</p>	<p>このプランにおきましては、農山漁村での男女共同参画の推進については、特別に項目として掲げておりませんが、基本目標Ⅱ「あらゆる分野への男女共同参画の促進」の中に含めて考えているものでございます。</p>

25	<p>参画プランの内容は十分であるが、一番大切なのは、市民の声を聴き、施策に反映させることであり、もう少し幅広く委員を募り、選定することである。（公募委員を増やす）</p>	<p>プランの内容に市民の意見を反映させることは重要なことであると存じておりました、「第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」の検討に当たっては、公募委員も含めたプラン策定懇談会を設置し、検討を行ってきたところです。</p> <p>第4次プラン策定の際には、御意見の趣旨も踏まえ、検討してまいりたいと存じます。</p>
26	<p>パブリックコメント募集に当たって、素案をインターネットで入手するだけでなく、だれもが簡単に入手できる方法を検討すべきである。（同趣旨の御意見2件）</p>	<p>パブリックコメントの募集案内は、広く市民の目に触れることが必要と存じておりますことから、本市ホームページへの掲載を始め、支所・出張所、コミュニティセンター、男女共同参画センター等各所に意見募集チラシを配置しております。</p>



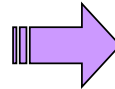
「第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」素案からの修正箇所

修正前 <sup>※</sup> - (修正後 <sup>※</sup> -)	修正前	修正後								
11 (11)	<p>IV 男女の人権が尊重される社会づくり</p> <p>11 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</li> <li>(2) 配偶者等からの暴力防止対策の推進</li> <li>(3) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進</li> </ul>	<p>IV 男女の人権が尊重される社会づくり</p> <p>11 女性に対するあらゆる暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</li> <li>(2) <b>相談体制の充実</b></li> <li>(3) <b>被害者等の保護および自立支援</b></li> <li>(4) <b>加害者への適切な対応</b></li> <li>(5) 配偶者等からの暴力防止対策の推進</li> <li>(6) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進</li> </ul>								
32 (32)	<p>(2) まちづくり等における男女共同参画の促進</p> <table border="1" data-bbox="309 715 1182 917"> <thead> <tr> <th>具体的施策／・主な取組</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     防災や環境などの分野における男女共同参画の促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動の促進</li> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・リサイクル推進員を通じた地域ぐるみの主体的な循環型社会づくりの推進</li> <li>・環境にやさしい人材の育成</li> </ul> </td> <td>                     地域政策課市民協働推進室                      危機管理課                      環境保全推進課                 </td> </tr> </tbody> </table>	具体的施策／・主な取組	担当課	防災や環境などの分野における男女共同参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動の促進</li> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・リサイクル推進員を通じた地域ぐるみの主体的な循環型社会づくりの推進</li> <li>・環境にやさしい人材の育成</li> </ul>	地域政策課市民協働推進室 危機管理課 環境保全推進課	<p>(2) まちづくり等における男女共同参画の促進</p> <table border="1" data-bbox="1220 715 2094 917"> <thead> <tr> <th>具体的施策／・主な取組</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     防災や環境などの分野における男女共同参画の促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動の促進</li> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・リサイクル推進員等を通じた地域ぐるみの主体的な循環型社会づくりの推進</li> <li>・環境にやさしい人材の育成</li> </ul> </td> <td>                     地域政策課市民協働推進室                      危機管理課  <b>環境総務課</b>                      環境保全推進課                 </td> </tr> </tbody> </table>	具体的施策／・主な取組	担当課	防災や環境などの分野における男女共同参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動の促進</li> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・リサイクル推進員等を通じた地域ぐるみの主体的な循環型社会づくりの推進</li> <li>・環境にやさしい人材の育成</li> </ul>	地域政策課市民協働推進室 危機管理課 <b>環境総務課</b> 環境保全推進課
具体的施策／・主な取組	担当課									
防災や環境などの分野における男女共同参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動の促進</li> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・リサイクル推進員を通じた地域ぐるみの主体的な循環型社会づくりの推進</li> <li>・環境にやさしい人材の育成</li> </ul>	地域政策課市民協働推進室 危機管理課 環境保全推進課									
具体的施策／・主な取組	担当課									
防災や環境などの分野における男女共同参画の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動の促進</li> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・リサイクル推進員等を通じた地域ぐるみの主体的な循環型社会づくりの推進</li> <li>・環境にやさしい人材の育成</li> </ul>	地域政策課市民協働推進室 危機管理課 <b>環境総務課</b> 環境保全推進課									
44 (44)	(略)	<p>(次の項目を追加)</p> <table border="1" data-bbox="1220 1018 2094 1098"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>現況値（22年度）</th> <th>目標値（27年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市男性職員の育児休業取得率</td> <td>2.0%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	現況値（22年度）	目標値（27年度）	市男性職員の育児休業取得率	2.0%	10%		
評価指標	現況値（22年度）	目標値（27年度）								
市男性職員の育児休業取得率	2.0%	10%								
61~65 (61~68)	(略)	<p>(略)</p> <p>【施策の基本的方向，内容等を拡充】</p>								
(84~105)		<p>(略)</p> <p>【関係法令，用語解説を追加】</p>								

## DV防止基本計画部分の拡充

### IV 男女の人権が尊重される社会づくり

1 0 人権尊重の意識づくり
(1) 男女の人権尊重の啓発活動の推進
(2) メディアにおける人権を尊重した表現の促進
1 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成
男性に対する学習機会の提供
(2) 配偶者等からの暴力防止対策の推進
配偶者等からの暴力防止に対する意識啓発の推進
若年層に対する学習機会の提供
相談体制の充実
相談事業の実施
被害者等の保護および自立支援
こころのサポート事業の実施
母子生活支援施設における母子家庭の生活の安定と自立の促進
配偶者等からの暴力防止対策の推進体制の整備
DV被害者支援対策事業の推進
(3) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
雇用等の場におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進
広報・啓発活動の推進
1 2 生涯を通じた男女の健康づくり
(1) 男女の健康の保持増進
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援



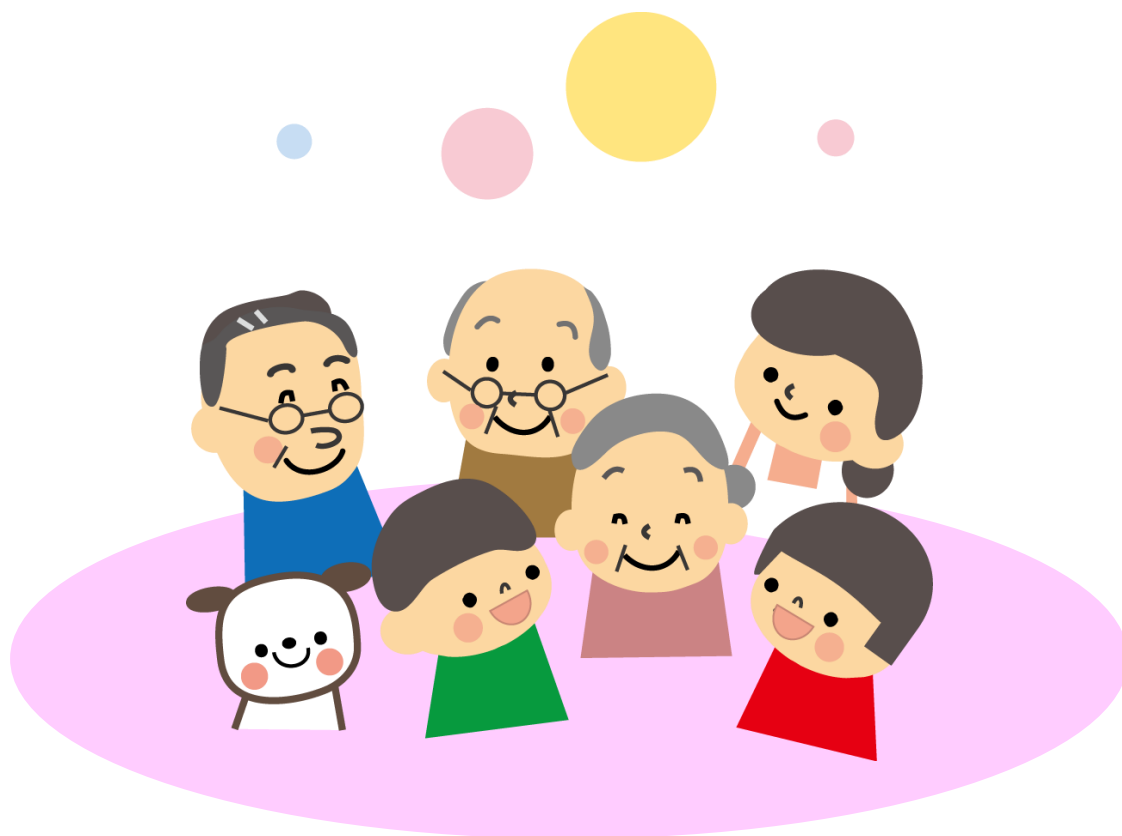
1 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成
広報, 啓発活動の充実
学校等における教育啓発
男性, 若年層に対する学習機会の提供
被害者の発見・通報体制の整備
民生委員, 児童委員, 学校, 保育所等との連携強化
児童・高齢者虐待相談窓口との連携強化
(2) 相談体制の充実
相談事業の推進
相談体制の充実
相談員等の資質の向上
関係機関等との連携強化
(3) 被害者等の保護および自立支援
被害者等の安全確保
安全な避難のための関係機関との連携強化
被害者等に関する情報の保護
自立に向けた支援の充実
適切な情報提供と支援
こころのサポート事業(心理ケア)の充実
住宅の確保に向けた支援
就労への支援
生活への支援
子どもに関する支援
民間団体等との連携
民間団体等の育成・連携
(4) 加害者への適切な対応
関係機関との連携
適切な支援機関の紹介
再発防止に向けての調査・研究
加害者更正プログラム研究等に関する情報収集
(5) 配偶者等からの暴力防止対策の推進
関係機関等との連携強化
高松市児童対策協議会DV被害専門部会の開催
DV対策庁内連絡会を中心とする庁内体制の充実
(6) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進
雇用等の場におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進
広報・啓発活動の推進

## 第3次

# たかまつ男女共同参画プラン(仮称)

～だれもがいきいきと自分らしく生きる

男女共同参画社会の実現をめざして～



高松市

# 目 次

<b>第1章 計画策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	1
3 計画の期間 .....	2
4 計画の背景 .....	2
(1) 世界の動き .....	2
(2) 国の動き .....	3
(3) 香川県の動き .....	4
(4) 高松市の動き .....	4
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>7</b>
1 計画の基本理念 .....	7
2 計画の基本的視点 .....	7
3 計画の基本目標 .....	8
4 計画の施策体系 .....	10
<b>第3章 計画の内容</b> .....	<b>13</b>
<b>基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり</b> .....	<b>13</b>
主要プラン1 男女共同参画に向けた意識改革 .....	14
主要プラン2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実 .....	19
<b>基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進</b> .....	<b>23</b>
主要プラン3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 .....	24
主要プラン4 地域における身近な男女共同参画の促進 .....	29
主要プラン5 国際的視点に立った男女共同参画の推進 .....	34
<b>基本目標Ⅲ 男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり</b> .....	<b>37</b>
主要プラン6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 .....	38
主要プラン7 子育て・介護支援の充実 .....	45
主要プラン8 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 .....	48
主要プラン9 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり .....	53

基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される社会づくり	57
主要プラン10 人権尊重の意識づくり	58
主要プラン11 女性に対するあらゆる暴力の根絶	61
主要プラン12 生涯を通じた男女の健康づくり	69
第4章 計画の推進	73
参考資料	75
1 「第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」策定経過	75
2 たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会設置要綱	77
3 たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会、分科会委員名簿	78
4 男女共同参画のあゆみ	80
5 男女共同参画社会基本法	84
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	90
7 用語解説	102

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

わが国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女共同参画社会実現に向けた取組が進められてきました。

平成11年に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置付けられました。

その後の社会情勢は、少子超高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族形態の多様化など、大きく変動しています。こうした私たちを取り巻く環境の変化に対応し、課題を解決するためには、一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

このため、本市では、平成14年に「たかまつ男女共同参画プラン」を策定し、女性問題の解決や男女共同参画の様々な施策に取組み、また、平成19年には、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、合併により広域化した市域を背景に、新しい課題に対応しながら、男女共同参画の様々な施策・事業に取り組んできました。

この度、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」の計画期間が平成23年度で終了することから、これまでの取組を継承しつつ、現状を踏まえた新たな課題に対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けての施策を総合的、計画的に推進するため、「第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。

また、本計画は、「第5次高松市総合計画」を上位計画とし、関連する他の部門の個別計画との整合性を図りながら、本市における男女共同参画社会の実現に関する計画として策定するものです。

さらに、本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村基本計画を含む計画です。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間とします。

年度	H14~18	H19~H23	H24	H25	H26	H27
計画						

### 4 計画の背景

#### (1) 世界の動き

国際連合は、昭和50年を「国際婦人年」と定め、同年、メキシコシティで第1回国際婦人年世界会議を開催し、各国が取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択され、昭和51年から昭和60年までを「国連婦人の10年」として、世界の国々に対し、女性の地位向上のための積極的な取組を呼びかけました。また、昭和54年には、国連総会において、「女子差別撤廃条約」が採択されました。

「国連婦人の10年」の最終年に当たる昭和60年には、ナイロビで第3回世界女性会議が開催され、西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7年北京で開催された第4回世界女性会議においては、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、平成12年までに各国および国際社会がとるべき12項目におよぶ戦略目標および行動計画が示されました。

平成12年には、ニューヨークにおいて国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、平成17年までに女性の差別的な条項撤廃の

ための法律の見直しを各国に求めることなどを盛り込んだ「政治宣言」および「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。

平成 17 年には、ニューヨークにおいて第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」および「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価、見直しが行われるとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議されました。

平成 22 年には、「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価を主要テーマに、第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）が開催されました。

## （2）国の動き

日本では、昭和 50 年の「国際婦人年」を契機として、「婦人問題企画推進本部」を設置して以降、昭和 52 年には、以後 10 年の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

昭和 60 年には、男女雇用機会均等法の制定や、国籍法や戸籍法の改正など、国内法が整備され、「女子差別撤廃条約」が批准されました。

平成 8 年、北京会議の成果を踏まえ、「北京宣言及び行動綱領」の概念を新たに盛り込み、また男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな国内行動計画として「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11 年には、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

平成 12 年には、基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、11 の重点目標ごとに平成 22 年までを見通した長期的な施策の方向性などが明確にされました。

平成 13 年には、内閣府に男女共同参画局が設置されるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定により、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制が整備されました。

平成 17 年には、「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」など 12 の重点分野が掲げられました。

平成 19 年には、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行うため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 20 年には、男女共同参画推進本部において、多様性に富んだ活力ある社会に向け



て「女性の参画加速プログラム」が発表されました。

平成22年には、「第2次男女共同参画基本計画」の計画期間が平成22年度で終了することから、15の重点分野からなる「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### (3) 香川県の動き

香川県では、昭和57年に女性政策に関する最初の総合計画となる「香川県婦人行動計画」が策定されて以降、昭和63年には「香川女性のための新行動計画」、平成4年には「男女共同参画型社会へ向けての香川行動計画」を策定、平成9年には改訂を行い、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策を総合的・計画的に推進してきました。

また、平成13年には、平成22年度を目標年度とし、「男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革」、「あらゆる分野における男女共同参画の推進」、「男女の人権の尊重」の3つを基本目標とした「かがわ男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成14年には、香川県の男女共同参画を進める施策の基本となる事項を定めた「香川県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成18年には、「かがわ男女共同参画プラン」の長期的な施策の方向性を見直しを行い、平成22年度までの後期計画が策定され、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな施策を実施されてきました。

平成23年には、これまでの取組を検証し、社会経済情勢の変化を踏まえて男女共同参画社会の実現に向けた施策の方向性と具体的な施策を取りまとめた、「第2次かがわ男女共同参画プラン（仮称）」が策定されました。

### (4) 高松市の動き

本市では、昭和63年に「高松市女性行動計画」、平成6年に「第2次高松市女性行動計画」を策定し、その着実な推進に努めてきました。

平成7年には、女性センター（愛称：サンフリー高松）をオープンし、女性の自立と社会参画の促進、男女平等社会の実現を図るための施策や活動を展開しています。

平成9年には、“認めあい 創り出し 共に生きる”をキーワードとした「男女共同参画都市宣言」を中四国で最初に行い、市民と行政が一体となって男女共同参画社会実現に取り組むための契機とし、平成10年に「第2次高松市女性行動計画（改訂版）」を策定し、男女共同参画都市宣言の趣旨を生かした取組を進めています。

平成14年には、男女共同参画社会基本法に示された理念に基づき、「たかまつ男女共同参画プラン」、平成19年に「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、“だれもがいきいきと自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現”を基本理念として、

様々な施策・事業を総合的、計画的に展開してきました。

この間、男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点として様々な事業を行ってきた女性センターは、平成 18 年に男女共同参画センターに名称変更するとともに、指定管理者制度を導入し、市民自らの主体的な事業の推進を図っています。

この度、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」の計画期間が平成 23 年度で終了することから、これまでの取組を検証するとともに、引き続き、施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 24 年に「第 3 次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」を策定しました。





## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

すべての人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、だれもがいいきと自分らしく豊かな人生を送ることを可能にします。

このため、本計画の基本理念は、前計画の基本理念を引き継ぎ、次のとおり定めます。

## だれもがいいきと自分らしく生きる 男女共同参画社会の実現

### 2 計画の基本的視点

基本理念を具体化するに当たり、次の4つの基本的視点をもって施策を推進します。

#### (1) 男女の人権尊重

男女の人権の尊重は、男女共同参画の推進に当たって、最も基本となるものです。男女の個人としての尊厳を重んじ、性別に起因する差別や暴力をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮する機会が確保される必要があります。

一人ひとりが人間として尊重され、自信を持って生きていけるように、男女の人権が確立された社会をめざします。

#### (2) あらゆる分野への男女共同参画の機会確保

性別にとらわれない多様な生き方を実現するためには、男女が対等なパートナーとして活躍できる機会を確保するとともに、それに参画するための意識と能力の向上を図る必要があります。

意思決定の場をはじめ、社会のあらゆる分野に男女が対等に参画できる社会をめざします。

### (3) 家庭生活と他の活動との両立

男女が共に社会に参画していくためには、家族を構成する男女が、互いに協力して家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と働くこと、学校に通うこと、地域活動をする事等との両立を図るようする必要があります。

男女が共に家庭生活と仕事や地域活動等とのバランスのとれたライフスタイルを確立できる社会をめざします。

### (4) 地域における男女共同参画の推進

地域社会は、身近な生活の場であり、男性も女性もこれまでの地域活動のあり方を男女共同参画の視点で見直し、個人が持っている知識や経験、能力を十分に発揮することが必要です。

地域において、男女が共に日常の活動や意思決定の場に参画し、防災や環境など様々な地域の課題解決に手を携えて取り組むことで、住みよい豊かな地域社会をめざします。

## 3 計画の基本目標

基本理念に基づき、施策を展開するために、次の4つの基本目標を定めます。

- I 男女共同参画の意識づくり
- II あらゆる分野への男女共同参画の促進
- III 男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり
- IV 男女の人権が尊重される社会づくり

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

男女がお互いの人権を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を図るとともに、多様な選択を可能にする教育や学習を充実することにより、一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野において男女共同参画の視点を持つことができるよう、男女共同参画の意識づくりを推進します。

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女が対等な社会の構成員として、自らの意思によって主体的に社会参画ができるよう、地域や職場など様々な分野において、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、国際的視点に立ち、男女共同参画を進めるなど、あらゆる分野への男女共同参画を促進します。

### 基本目標Ⅲ 男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり

仕事と生活の調和の実現や、多様な働き方を可能とする就業環境の確保を図るとともに、男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場づくりに努めるなど、男女が共にいきいきと働き続ける環境づくりを推進します。

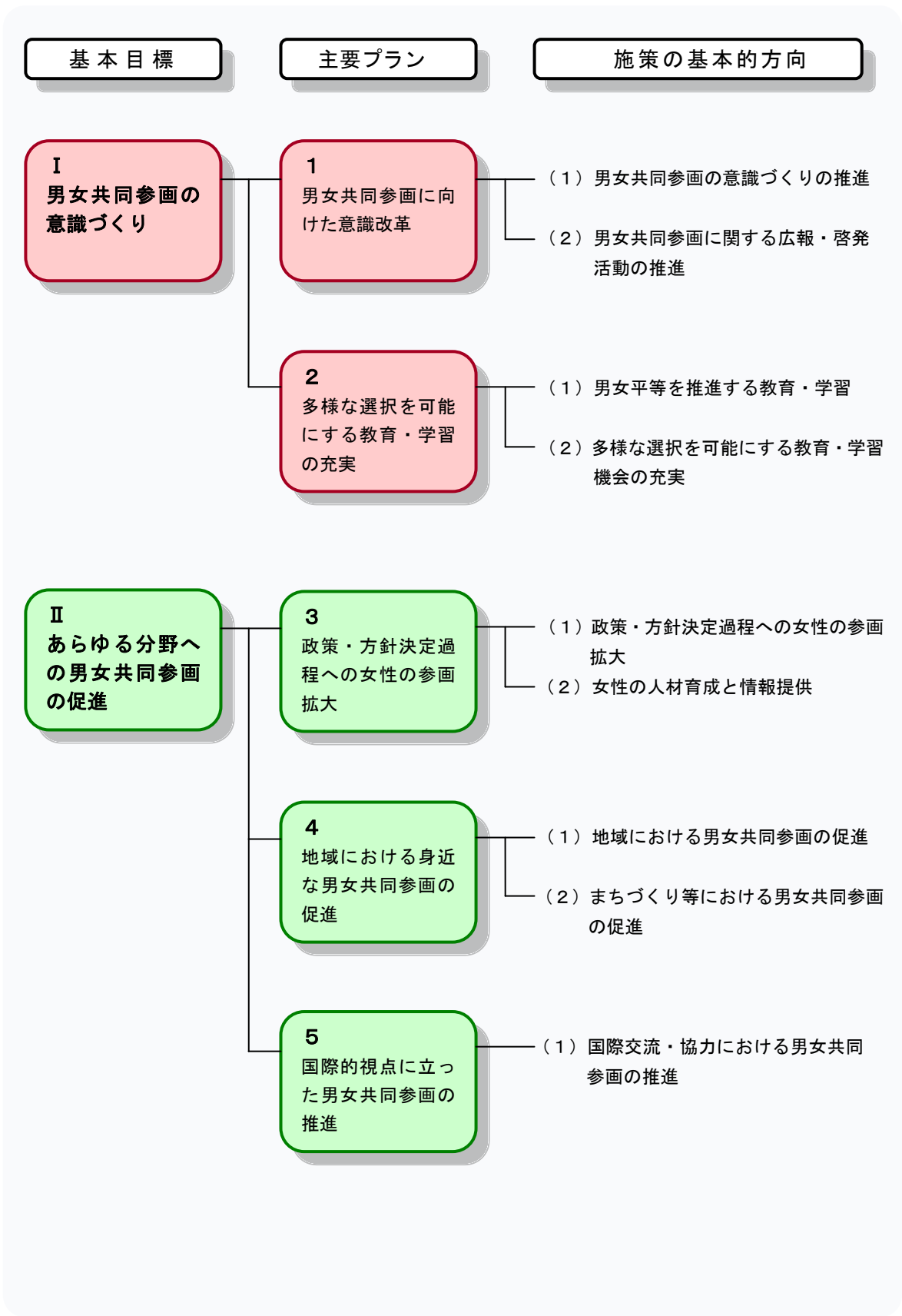
また、男女が共に子育て、介護を担う家庭づくりの促進や、高齢者等の生活の自立支援など、だれもが人間らしく自立し、豊かで安心して生活できる環境づくりを推進します。

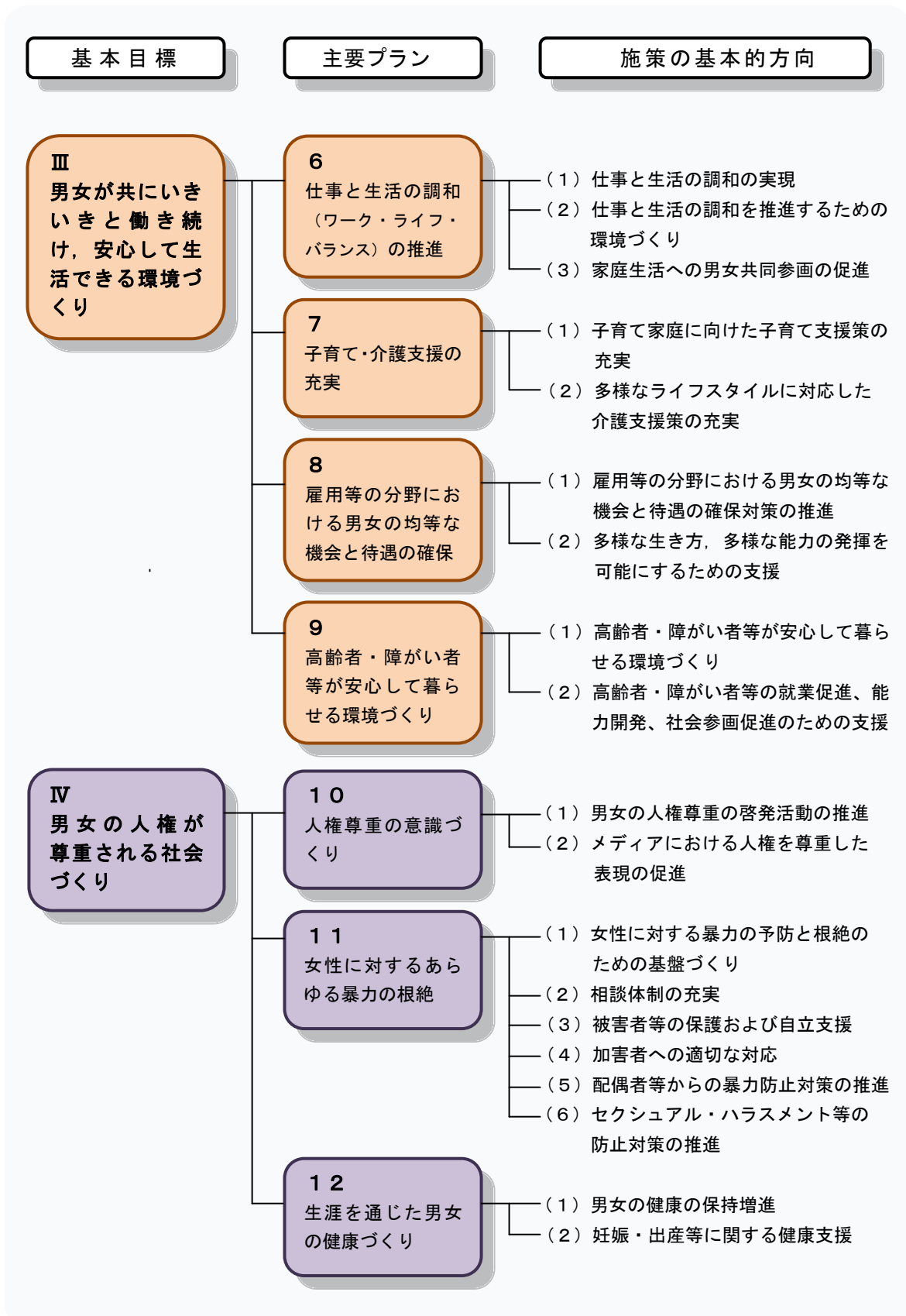
### 基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される社会づくり

性別にかかわらず個人が尊重され、すべての人が人間らしく生きることができるよう、男女の人権が尊重される社会づくりを推進します。

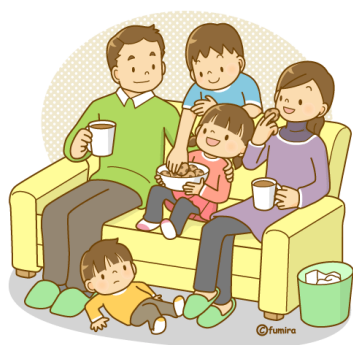
特に、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題であることから、本市では、本計画を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく市町村基本計画にも位置付け、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための施策を総合的かつ一体的に推進します。

## 4 計画の施策体系









## 第3章 計画の内容

### 基本目標 I 男女共同参画の意識づくり

「男だから、女だから」ということで生き方や働き方の選択が制限されないことは基本的な権利です。

男女がお互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、対等な立場で参画していくことが必要です。

法律や制度面での男女平等は進みましたが、固定的な性別役割分担意識は依然として残っていることから、男女共同参画に関する認識を深め、定着させていく必要があります。

男女を問わず、一人ひとりが自分の中にある、この固定的な性別役割分担意識に気づき、個性や人権を尊重しながら、男女共同参画に向けた意識改革を行う必要があります。

このようなことから、男女がお互いの人格を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を図るとともに、多様な選択を可能にする教育や学習を充実することにより、一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女共同参画の意識づくりを推進します。



## 主要プラン 1 男女共同参画に向けた意識改革

### 現状と課題

男女がお互いを認めあい、尊重しあうことのできる社会の実現をめざすには、多様な個性を認めて共生していくことが大切であり、そのためには、男女がともに、家庭、職場や地域活動における基本的な知識や能力を身につけ、社会の様々な分野に対等な立場で参画していくことが必要です。

本市の市民生活意識調査（平成22年）において、「男女共同参画社会」という言葉を、知っている、聞いたことがあると回答した人は69.7%となり、言葉そのものは徐々に浸透してきているといえます（図1-1）。

また、「男は仕事、女は家庭」といった考え方については、賛成（どちらかといえば賛成を含む）は、全体で44.4%を占める一方、反対（どちらかといえば反対を含む）は、全体で47.8%となっています（図1-2）。このことから、固定的な性別役割分担意識は、若年層を中心に徐々に薄れつつあるものの、意識や行動、社会の習慣や慣行の中には、いまだに根強く残っていることがうかがえます。

固定的な性別役割分担意識は、様々な場面・分野で男女の行動を制約し、性別にとらわれることなく生きるための選択や能力の発揮を妨げるため、男女共同参画社会の形成を進めていくうえでも、克服しなければならない課題です。

さらに、男女の不平等感については、家庭、職場、社会通念や慣習、社会全体において、男性の方が優遇されている（どちらかといえば男性優遇を含む）と感じる人が半数以上を占めるなど、依然として解消されていません（図1-3）。

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる機会をとらえて、一人ひとりの意識と行動の改革を進めていくことが必要であり、特に、男性に対する意識改革の機会を積極的に確保する必要があります。



図1-1 「男女共同参画社会」の認知度について

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

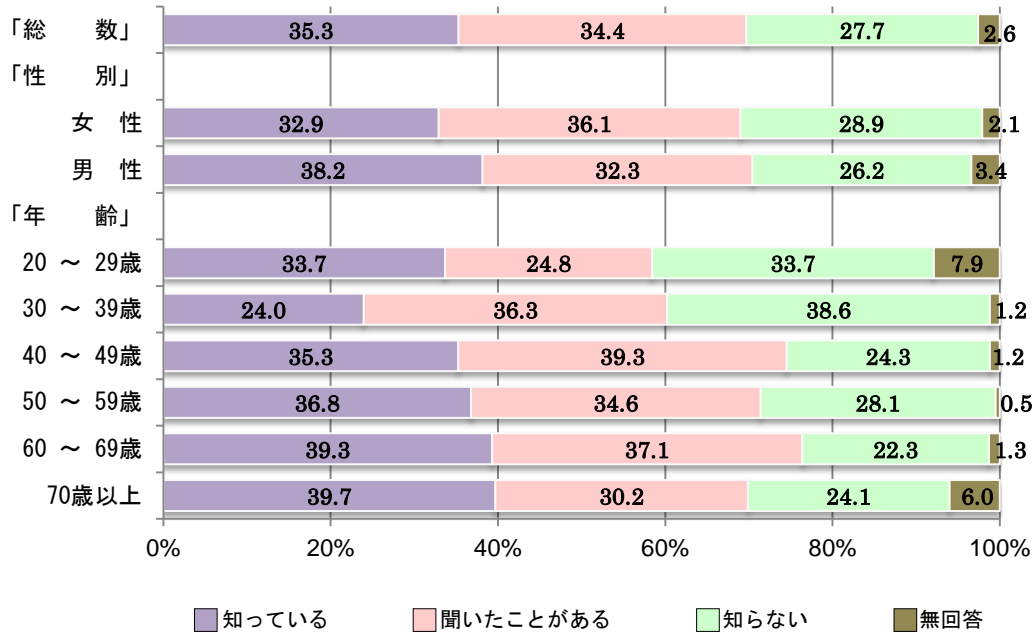


図1-2 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

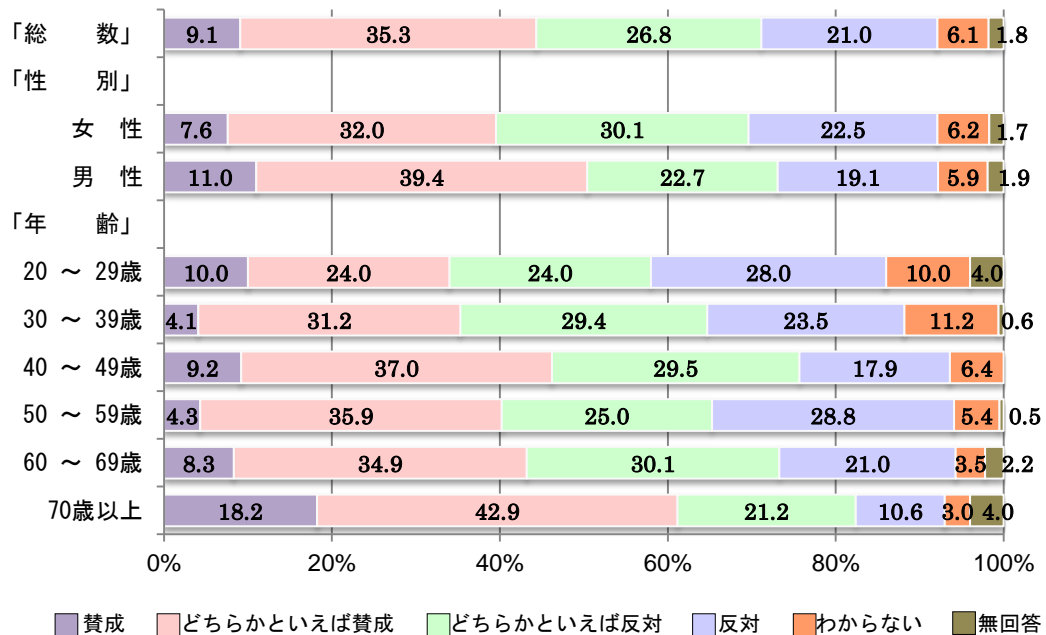
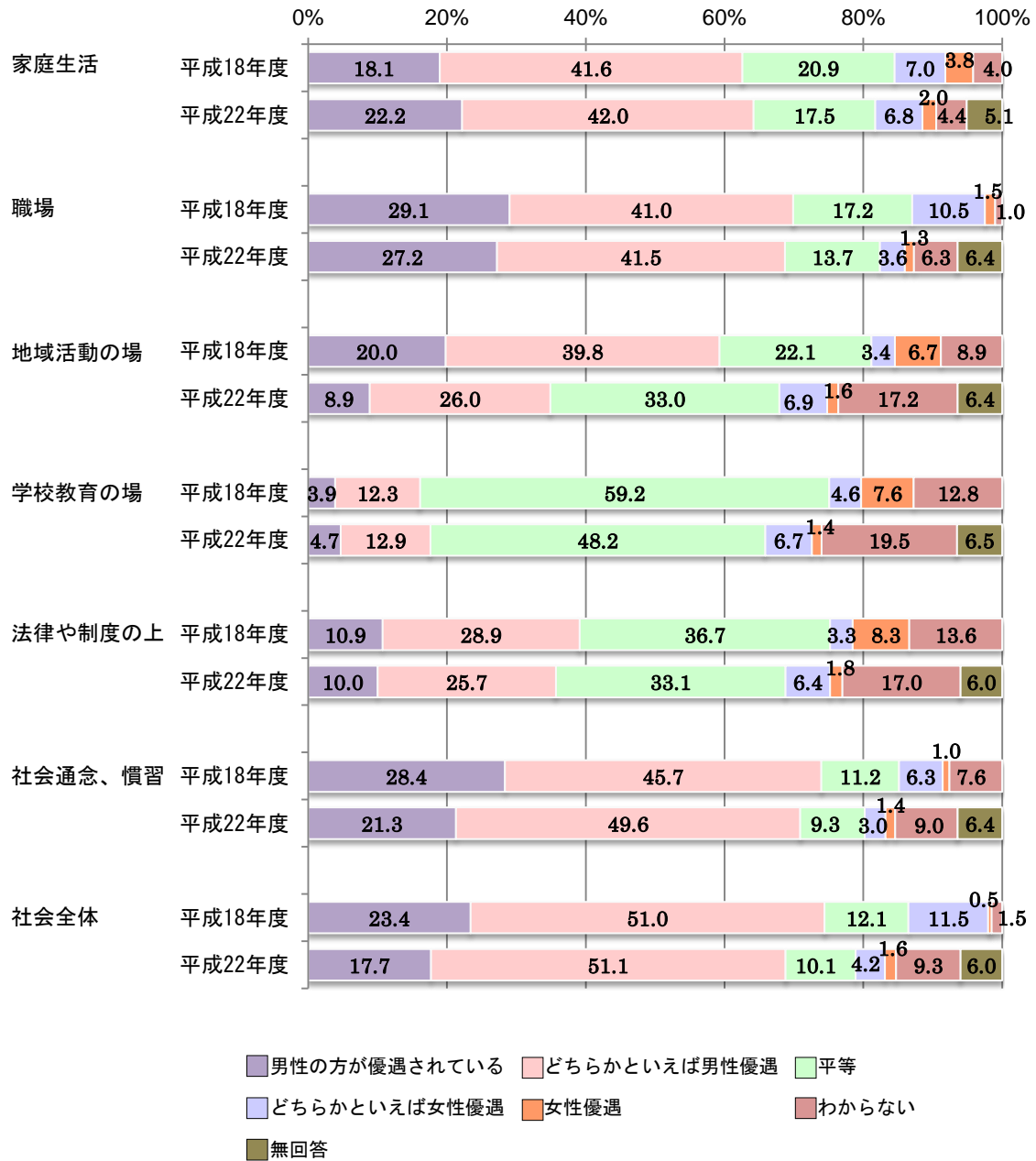


図 1-3 男女の地位の平等についてどう思うか

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



### 施策の基本的方向

男女共同参画社会づくりの基盤として、一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野において男女共同参画の視点を持つことが必要です。

そのため、男女共同参画センターを中心として、男女共同参画に対する理解を深めるための学習機会の充実を図るなど、男女共同参画意識の定着を図ります。

また、男女共同参画社会について、市民に正しく理解され、協力が得られるよう、あらゆる機会をとらえ、広報・啓発活動を推進します。

#### (1) 男女共同参画の意識づくりの推進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
男女共同参画推進のための学習機会の充実 ・学習機会の提供	企画課男女共同参画推進室
市職員への男女共同参画意識の浸透 ・男女共同参画研修の実施	企画課男女共同参画推進室

#### (2) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
男女共同参画社会に関する広報・啓発活動の推進 ・広報・啓発活動の推進 ・情報収集および情報提供	企画課男女共同参画推進室



評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する市民意識の割合	44.4%	35%
「男女共同参画社会」という用語の認知度	69.7%	100%
男女共同参画センターのホームページへのアクセス	27,456件	30,000件
男女共同参画センターの図書・ビデオ・DVD貸出件数	①図書 451冊 ②ビデオ・DVD 15本	①図書 500冊 ②ビデオ・DVD 20本



## 主要プラン 2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

### 現状と課題

家庭、学校、地域、職場などで行われる教育や学習は、市民の意識や価値観に人権尊重や男女平等を根づかせるとともに、男女が社会のあらゆる分野で能力を発揮できる力をつける上で、大きな役割を果たしています。

学校では、児童・生徒の発達段階に応じ、男女平等や男女相互の協力・理解についての指導を行っていますが、本市の市民生活意識調査（平成22年）では、「進路指導などは性別に関係なく同じように行われる方がよいと思う（どちらかといえばそう思うを含む）」が、78.1%となっており（図2-1）、進路指導、学校行事や教科などでも固定的な性別役割分担意識にとらわれないよう、更なる配慮が必要です。

また、教育の場は比較的男女平等であると考えている人が多いものの（図1-3）、深刻化するいじめや暴力、不登校など、人権尊重の意識を育てることが強く求められています。

家庭での教育は、子どもの人間形成にとって重要な基盤となっており、家庭における親の意識や生活態度が子どもに与える影響は大きなものがあります。

また、子どもの育て方として、「女の子も男の子も経済的、社会的自立ができるように育てる方がよい」という考え方について、92.5%の人が「共感できる（ある程度共感できるを含む）」と答えており（図 2-2）、男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進が望まれます。一人ひとりの個性を活かす家庭での教育が求められ、家庭において社会的性別（ジェンダー）にとらわれない生き方、地域の伝統や風習への理解を通じて、真の男女平等とは何かを考え、実践していく必要があります。

男女がともに多様な生き方を主体的に選択し、自立できるためには、学校を始め、社会のあらゆる分野で、お互いの人権を尊重し、男女平等という意識を育み、自己の能力を高め、生きがいを見つけていくための学習機会が確保されることが必要です。すべての人が違いを認め合いながら、対等な関係を重んじ、その個性や能力を伸ばすことができるよう、男女平等をめざした教育・学習の充実を図っていくことが必要です。





図2-1 学校での教育において、進路指導などは性別にかかわらず同じように行われる方がよいという考え方について

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

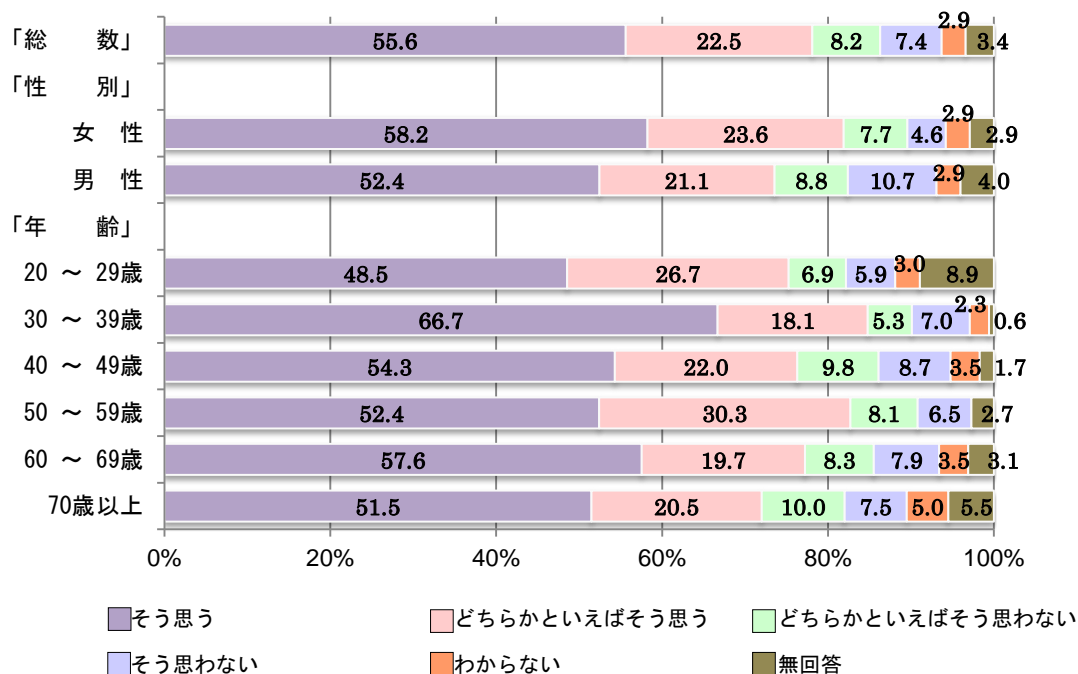
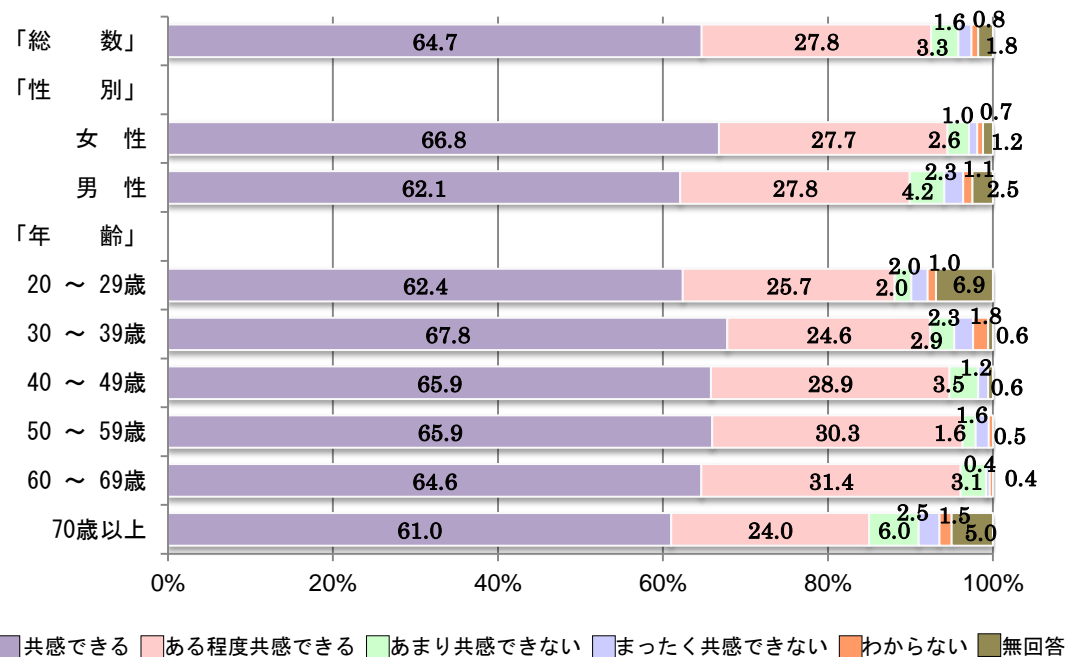


図2-2 子どもの育て方について、女の子も男の子も経済的、社会的自立ができるように育てる方がよいという考え方について

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



### 施策の基本的方向

一人ひとりの多様な価値観や生き方を認め合う意識づくりと相互協力・理解を深めるため、家庭や地域、学校において、男女平等の視点に立った教育・学習を推進します。

また、教育の場において、男女共同参画の視点に立った教育を実践できる人材を育成するため、教育関係者の意識啓発に努めます。

さらに、主体的な進路選択ができるよう、生涯学習・能力開発のための学習機会を提供するとともに、学校においては、教職員の男女共同参画についての認識を高め、職業や労働に関する内容を授業の中で取り上げるなど、生徒一人ひとりの個性を尊重し、能力や適性を生かした進路を選択できる指導の充実を図ります。

#### (1) 男女平等を推進する教育・学習

具体的施策 / ・主な取組	担当課
学校教育の充実 ・人権尊重・男女平等意識の育成を意識した教育・保育の推進	学校教育課 こども園運営課
社会教育の推進 ・女性教室の開催 ・生涯学習推進員研修の実施	生涯学習課 生涯学習課生涯学習センター
教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進 ・教職員・保育関係者などに対する研修の実施 ・人権教育教員研修会の実施	学校教育課 こども園運営課 人権教育課

#### (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

具体的施策 / ・主な取組	担当課
生涯学習・能力開発の推進 ・生涯学習センター、コミュニティセンターにおける多様な講座の開催	生涯学習課生涯学習センター
進路指導・キャリア教育の充実 ・進路指導・キャリア教育の推進 ・職業意識の形成	学校教育課

評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
男女平等教育の研修会を受講した教員数	年間72人	延べ280人 (平成24年度からの累計)
男女共同参画に関する講座・セミナーの参加者数	9,206人	9,600人
男女共同参画に関する講座・セミナーの男性参加者の割合	33.0%	40%
共催・後援による男女共同参画に関する講座数	7回	10回



## 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女が社会の対等な構成員としてお互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野への男女共同参画を促進する環境づくりを推進していくためには、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、新しい視点や、様々な人々の立場を考慮した意見を取り入れていくことが大切です。

国では、平成32年までに、あらゆる場面で指導的地位における女性が占める割合を30%とするよう目標を定めています。

一方、本市の各種審議会等への女性の登用率は、平成17年4月1日現在で28.5%、平成23年4月1日現在では32.3%となり、徐々に割合は高くなっているものの、まだ十分とは言えない状況です。

活力ある豊かな地域社会をつくっていくためには、市民一人ひとりが地域活動の重要性を認識し、様々な地域活動に男女が積極的に参画して地域の活性化を図る必要があります。

また、あらゆる分野で国際化が進展している中、男女がともに国際交流活動などに参加し、国際感覚を身に付け、だれもが住みやすい多文化共生のまちづくりの推進を図る必要があります。

このようなことから、男女が対等な社会の構成員として、自らの意思によって主体的に社会参画ができるよう、地域や職場など様々な分野において、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、国際的視点に立ち、男女共同参画を進めるなど、あらゆる分野への男女共同参画を促進します。



## 主要プラン 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### 現状と課題

男女が、社会の対等な構成員としてお互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野への男女共同参画を促進する環境づくりを推進していくためには、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、新しい視点や、様々な人々の立場を考慮した意見を取り入れていくことが大切です。

しかしながら、本市における審議会等の女性委員の登用率は、平成 23 年 4 月 1 日現在では 32.3%であり、徐々に割合は高くなっていますが(図 3-1)、十分とは言えない状況です。

本市の事業所実態調査(平成 22 年)によれば、管理職に占める女性の割合が 10%未満である事業所が 51.2%となっており、女性管理職が非常に少ないのが現状です(図 3-2)。

また、市民生活意識調査(平成 22 年)では、女性の政策・方針決定過程への参画が少ない理由として、男女ともに「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない」「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識」「男性優位の組織運営」「女性の積極性が十分でない」が上位を占めています(図 3-3)。

政策・方針決定過程への女性の参画促進は、男女双方の意見を反映させるためにも重要であるため、女性の積極的な参画を促す施策や制度の充実が必要です。

男女を問わず、能力があれば、だれでも活躍できることを広く認識させるため、様々な場面で、女性が活躍していることを広報し、“女性が活躍することはごく自然である”ということ啓発していきます。

今後、あらゆる分野へ女性も積極的に参画していくためには、地域、職場、学校など社会全体の環境整備とともに、女性自身も主体的に様々な課題に取り組み、解決を図る力をつけることや、潜在的能力の開発(エンパワーメント)により、自覚と能力を高めていくことも必要です。



図3-1 審議会等での女性委員の登用率の推移（高松市）

（国：各年9月30日、市：各年4月1日現在）

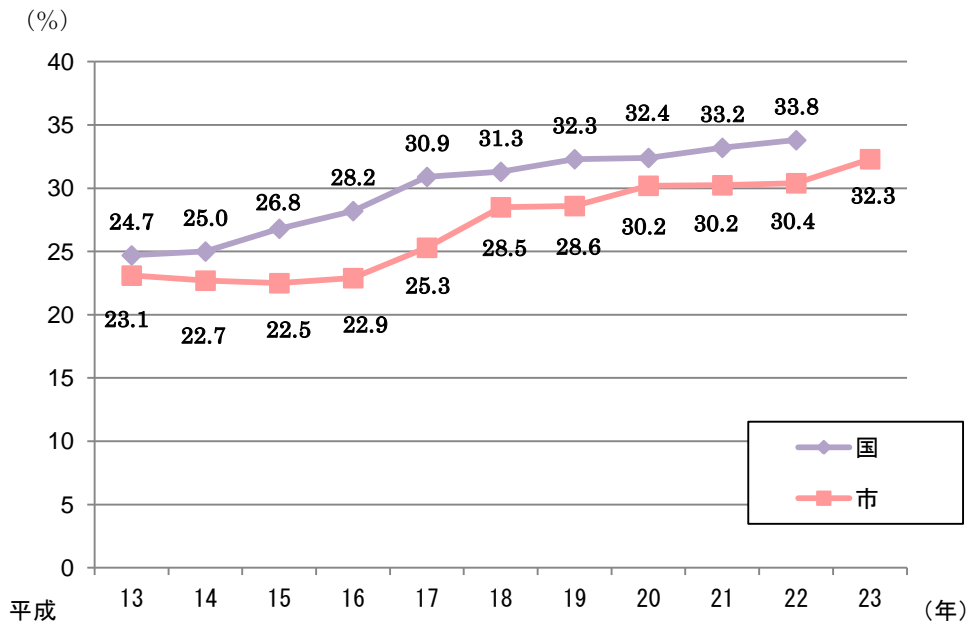


図3-2 事業所における女性管理職の状況

（「高松市男女共同参画に関する事業所実態調査（平成22年）」）

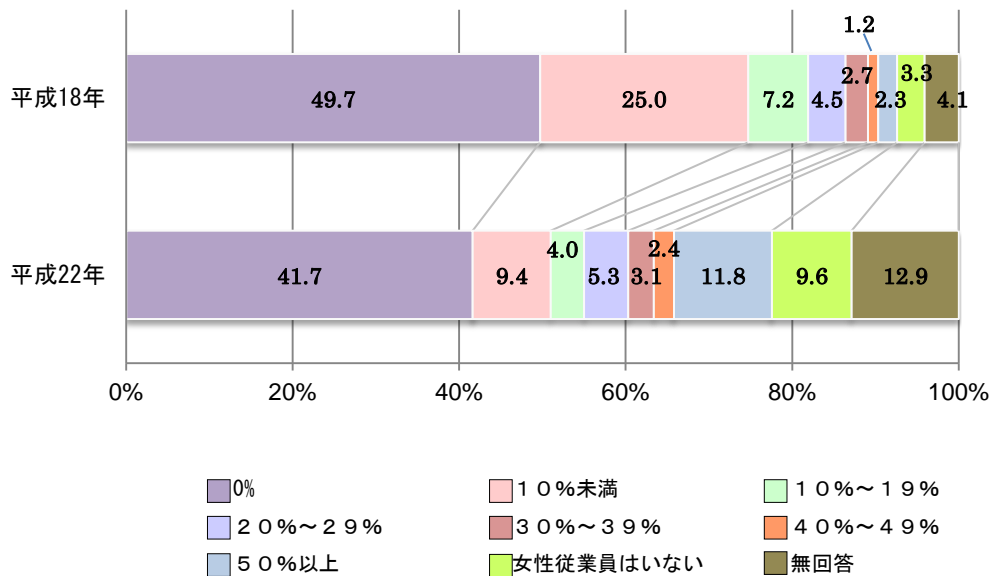
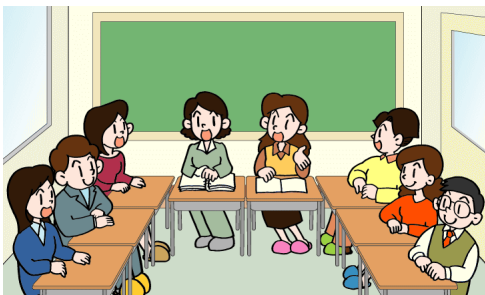
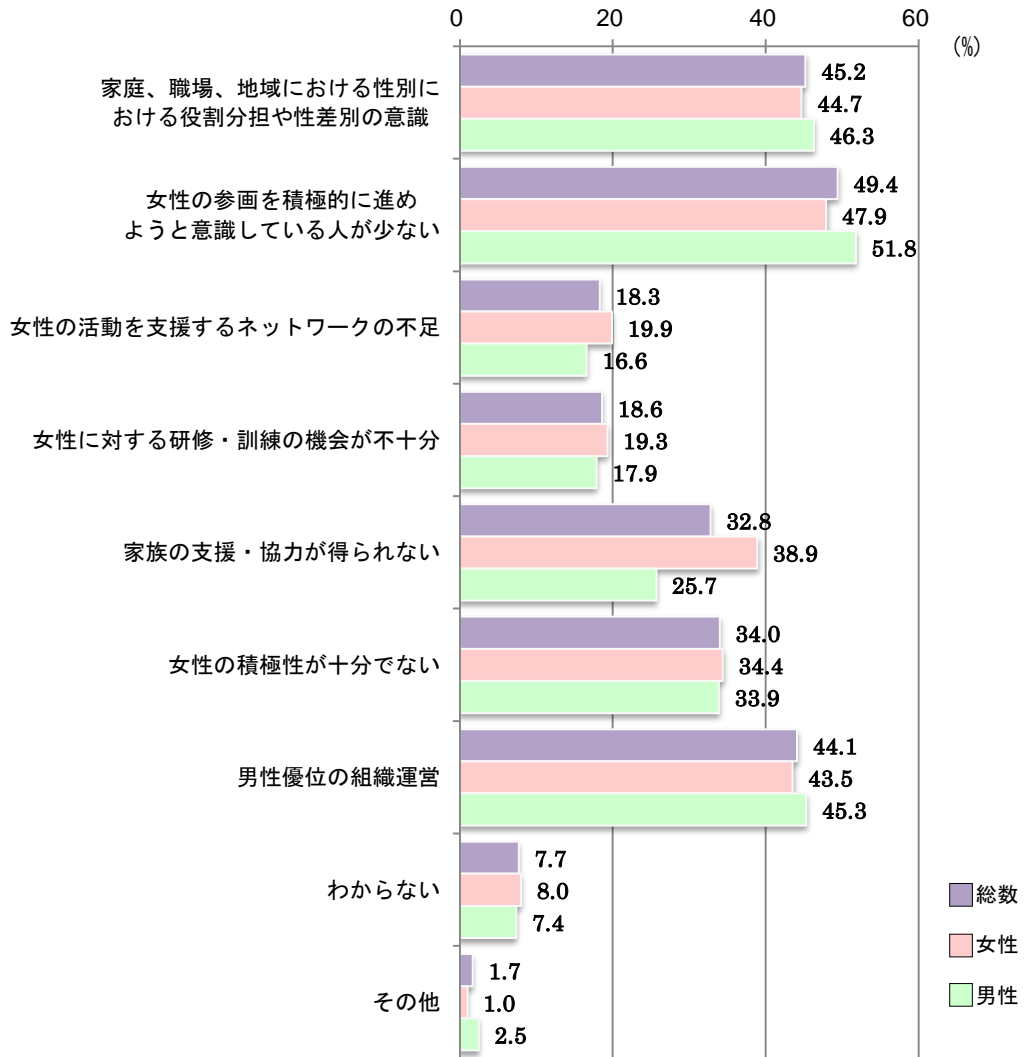


図3-3 政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由はなにか。  
 (複数回答。特にあてはまるものを3つまで選択。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



### 施策の基本的方向

政策や方針を決定する場において、男女の意見がそれぞれ反映されるよう、幅広い分野の女性の人材育成に努め、市の審議会等への女性委員の登用を推進します。

また、事業所等における女性の方針決定過程への参画拡大・管理職登用への働きかけについては、男女共同参画センターを中心としたセミナー等を通じて、積極的に広報啓発活動を行います。

さらに、様々な分野への女性の積極的な参画を図るため、学習機会の充実を図り、人材育成に努めるとともに、その意欲と能力を活かせるよう、人材に関する情報を収集し提供します。

#### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的施策 / ・主な取組	担当課
市の審議会等への女性の登用推進 ・ 審議会等における女性委員の拡大推進	企画課男女共同参画推進室
市女性職員の職域拡大と管理職への登用の推進 ・ 市女性職員の管理職登用推進	人事課
事業所等における女性の方針決定過程への参画拡大・管理職登用への働きかけ ・ 事業所等に対する広報・啓発活動の推進	企画課男女共同参画推進室

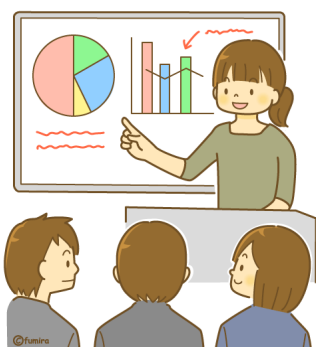
#### (2) 女性の人材育成と情報提供

具体的施策 / ・主な取組	担当課
女性のエンパワーメントのための学習機会の充実 ・ 男女共同参画に関するリーダー養成講座等の開催 ・ 市女性職員に対するエンパワーメント研修の実施	企画課男女共同参画推進室 人事課
女性の人材に関する情報の収集・提供 ・ 情報収集および情報提供 ・ 生涯学習人材情報の提供	総務課 生涯学習課生涯学習センター



評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
女性委員のいない審議会等の割合	19.2%	10%
審議会等における女性委員の割合	32.3%	40%
市職員の女性管理職の割合	12.2%	15%



## 主要プラン 4 地域における身近な男女共同参画の促進

### 現状と課題

男女が責任を共有し、だれもが住みよい社会を築くことは、男女共同参画社会の形成に不可欠であり、その第一歩として日常生活において男女が対等に家庭、地域生活を担うことは、最も身近な男女共同参画の実現といえます。

本市では、市制施行120周年の節目に施行した「高松市自治基本条例」に掲げる「市民主体のまちづくり」を実現するため、協働の在り方や、地域コミュニティ協議会などの目指すべき方向性を示した「高松市自治と協働の基本指針」を策定し、積極的に市民主体のまちづくりに取り組んでいます。

本指針においては、すべての人に居場所と出番があり、それぞれが助け合い、支えあうことがこれからのまちづくりの姿であるとしており、そのためには、一人ひとりの積極的な社会参加が必要です。

本市の市民生活意識調査(平成22年)では、「地域活動の場では男性優遇になっている(どちらかといえば男性優遇を含む)」と感じている人が34.9%になっており(図1-3)、地域社会の中でも固定的な性別役割分担意識に基づく社会通念や慣習、しきたり等が依然として残っていることがうかがえます。

また、現在している社会活動については、「特にない」が4.5%となるなど、何らかの地域活動には参加している人が多く、その中で、「自治会や町内会等の地域活動」への参加は、44.3%となっています(図4-1)。

一方、地域活動に参加していない理由については、「仕事が忙しく時間がない」が26.5%になっており(図4-2)、これまでの働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進も必要です。

地域活動を始め、家事、子育て、介護を積極的に行うために必要なことについては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」、「男性が家事等に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が上位を占めています(図4-3)。

今後、活力ある豊かな地域社会をつくっていくためには、近年、関心が高まっている環境や防災をはじめ多様な分野での地域活動やボランティア活動等の市民活動においても女性の視点を取り入れるなど、男女がともに参画しやすい環境整備を進め、地域の活性化を図っていくことが重要です。



図4-1 地域活動への参加について、現在している社会活動  
 (複数回答。特にあてはまるものを3つまで選択。)  
 (「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

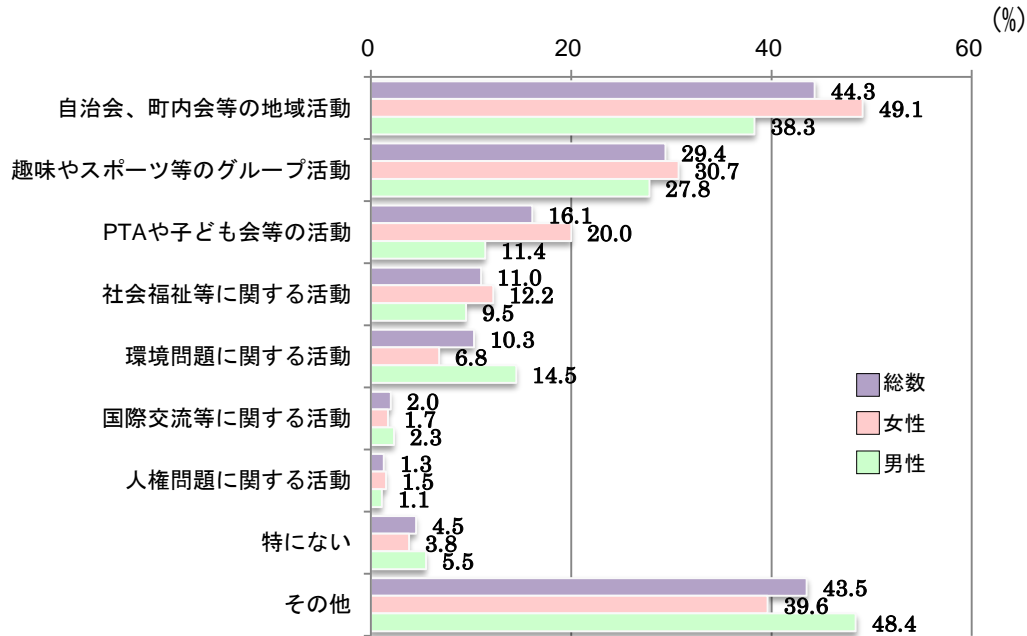


図4-2 地域活動に参加していない理由はなにか。(図4-1で「特にない」と回答した人のみ。)  
 (「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

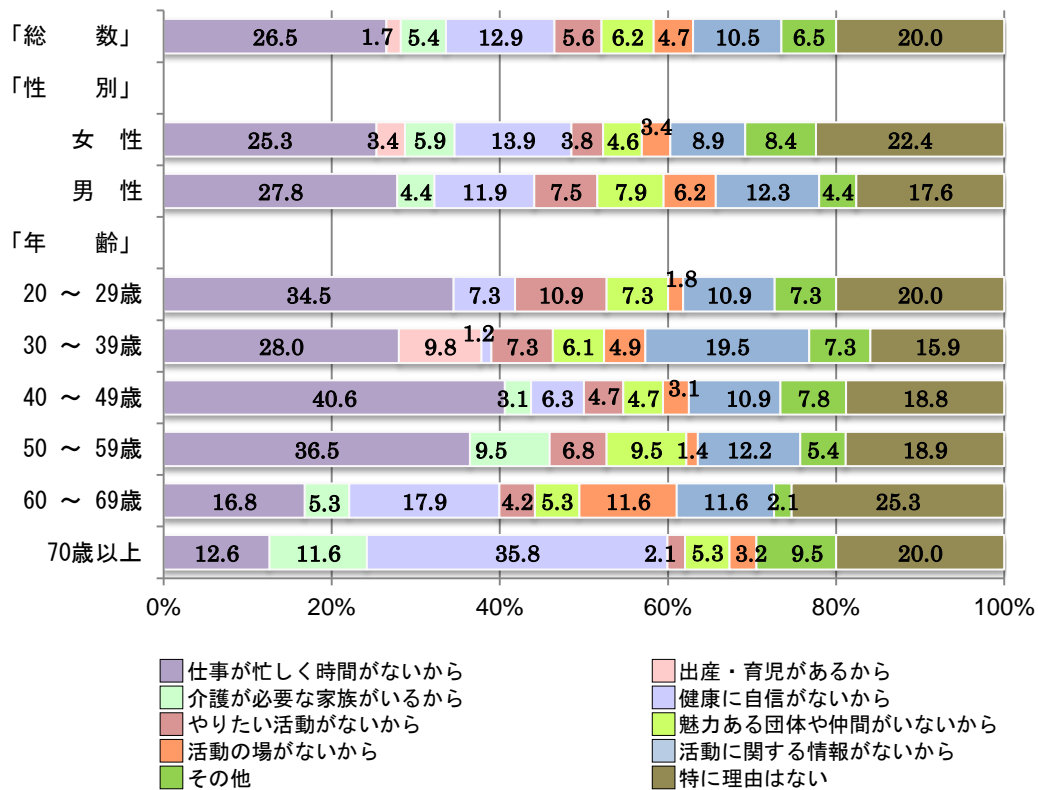
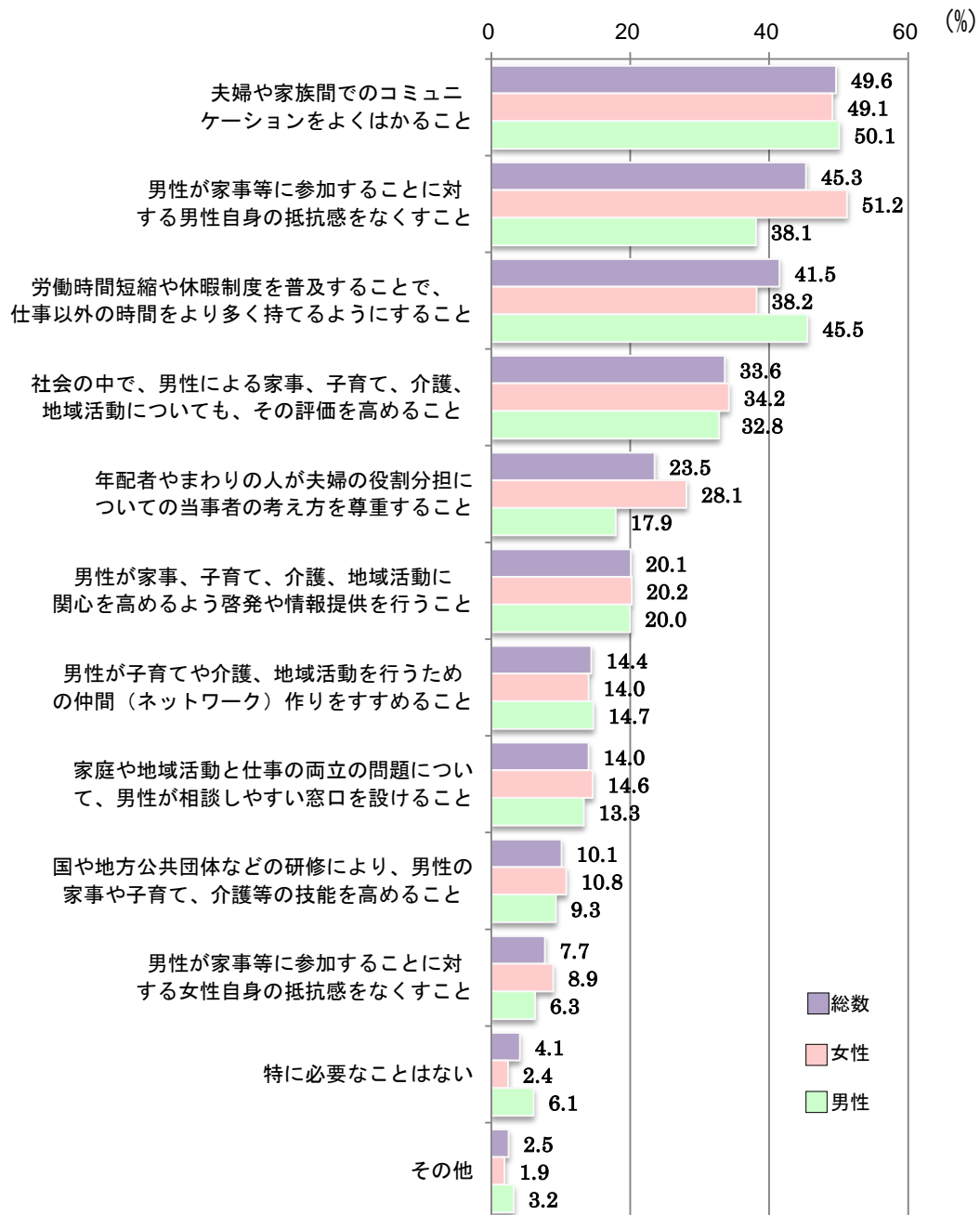


図4-3 男性が女性とともに地域活動を始め、家事、子育て、介護に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要か。

(複数回答。特にあてはまるものを3つまで選択。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



施策の基本的方向

男女がともに地域活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、広報・啓発活動を推進し、地域における男女共同参画の促進を図ります。

また、男女共同参画センターについては、男女共同参画推進のための市民活動の拠点施設として、関係機関等との連携を図りながら、市民ニーズに則した講座を開催するなど、センター機能の充実を図ります。

あらゆる分野のまちづくりにおいて男女共同参画の視点に立った取組が必要ですが、とりわけ、地域における防災や環境保全活動等の分野におけるまちづくりにおいて、男女がともに参加しやすい環境づくりを推進するとともに、市民活動の促進を図ります。

(1) 地域における男女共同参画の促進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 ・ 広報・啓発活動の推進	企画課男女共同参画推進室
地域活動における男女共同参画の促進 ・ 地域コミュニティ活動における人材の養成 ・ コミュニティセンター等における男女共同参画促進のための講座の開催 ・ 市職員のボランティア休暇取得促進	地域政策課 生涯学習課生涯学習センター 人事課
男女共同参画センター機能の充実 ・ 男女共同参画センターにおける各種事業の実施 ・ 男女共同参画センター移転整備	企画課男女共同参画推進室

(2) まちづくり等における男女共同参画の促進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
防災や環境などの分野における男女共同参画の促進 ・ 市民活動の促進 ・ 防災訓練の実施 ・ リサイクル推進員等を通じた地域ぐるみの主体的な循環型社会づくりの推進 ・ 環境にやさしい人材の育成	地域政策課市民協働推進室 危機管理課 環境総務課 環境保全推進課

## 評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
「地域社会では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	34.9%	25%
「家庭生活では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	64.2%	50%
地域コミュニティ協議会における正副会長のうち女性の割合	18.9%	35%



## 主要プラン 5 国際的視点に立った男女共同参画の推進

### 現状と課題

男女平等・人権尊重は、世界共通の課題であり、国際化・情報化が進展する中であって、社会のあらゆる分野において、だれもが人権を尊重されて生きることができ、平和な社会となるためには、一人ひとりが国際社会の一員として、国際理解を深める中で、民族や国籍等の違いを認め合い、人間として同じであるという国際的な人権意識の向上を図ることが必要です。

本市には多くの外国人が生活しており、人数は少しずつ増加しています（図5-1）。

また、本市において、最も多い外国人の国籍は、中国であり、次いで韓国・北朝鮮、フィリピン、米国の順となっています（図5-2）。

だれもが安心して暮らせる地域社会づくりを考えると、一人ひとりが性別、国籍、民族を問わず多様な文化を認め合うことが必要です。

そのため、それぞれの価値観や生活習慣について、お互いの文化的背景を理解するとともに、お互いの人権を尊重し、男女共同参画の視点に立った、だれもが住みやすい多文化共生のまちづくりの推進を図る必要があります。

図5-1 外国人登録者数（高松市）（各年3月31日現在）

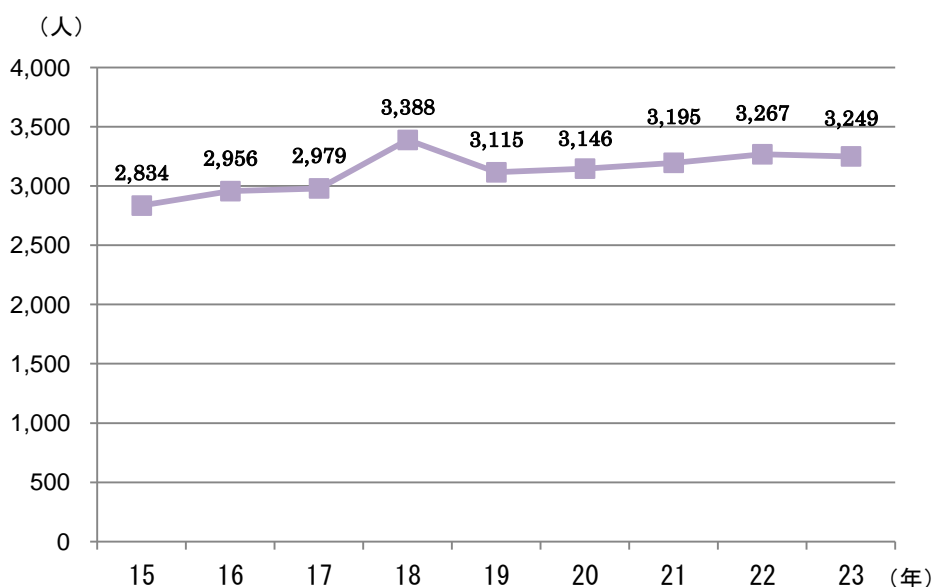
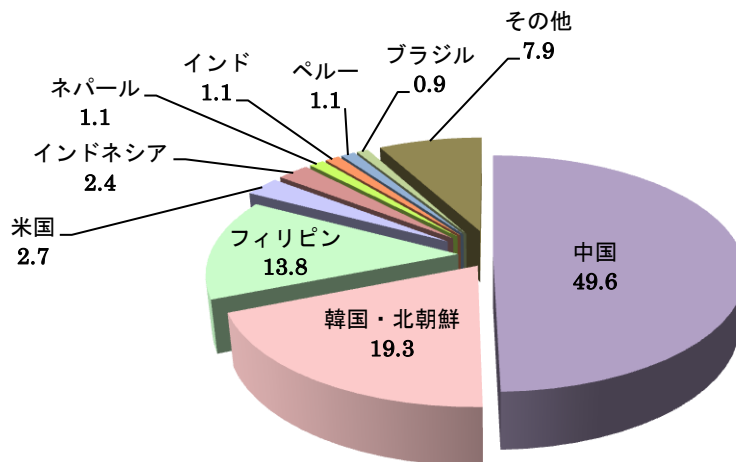


図5-2 国籍別外国人登録者の構成（高松市）（平成23年3月31日現在） 単位（%）



### 施策の基本的方向

国際化が一層進展する中、男女共同参画の視点からも、性別、国籍、民族を問わず多様な文化を認め合い、相互に理解しあうことができるように、国際交流や経験や能力を活かせる場の提供を図り、国際交流・協力における男女共同参画の推進に努めます。

#### （1）国際交流・協力における男女共同参画の推進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
多文化共生社会の実現 ・情報収集および情報提供	国際文化振興課都市交流室
国際交流・協力、平和活動における男女共同参画の推進 ・姉妹・友好都市交流の実施 ・民間国際交流活動への支援 ・平和啓発の推進	国際文化振興課都市交流室 市民文化センター



評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
国際理解・交流に関する講座等の参加者数	554人	860人
国際交流ボランティア登録者数	166人	230人



### 基本目標 Ⅲ 男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり

働くことは人間としての基本的義務であり、働く機会が男女に関係なく人として平等に保障されるとともに、働く意思を持つ人が働き続けることができる環境が整備されなければなりません。

また、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であり、企業の活性化につながるものです。

仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護等も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものです。

特に、家庭や地域などの生活の場への男性の参加は、女性の負担をともに担うだけではなく、生きがいなどの新たな価値観の発見の機会となり、自立した個人として真に豊かな生活の実現につながるものです。

我が国では平成17年に、また本市においても同年には、5人に1人が65歳以上の高齢者となっていることも踏まえ、高齢者等が可能な限り、住みなれた家庭や地域において安心して暮らし、充実した人生を送ることのできる環境づくりを進めることは、超高齢社会に対応して、男女の共同参画を進めるための重要な課題となっています。

このようなことから、仕事と生活の調和の実現や、多様な働き方を可能とする就業環境の確保を図るとともに、男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場づくりに努めるなど、男女が共にいきいきと働き続ける環境づくりを推進します。

また、男女が共に子育て、介護を担う家庭づくりの促進や、高齢者等の生活の自立支援など、だれもが人間らしく自立し、豊かで安心して生活できる環境づくりを推進します。



## 主要プラン 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

### 現状と課題

男女共同参画社会の形成に向けて、男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、家庭、地域、職場においてバランスのとれた生活ができるよう、環境を整える必要があります。また、核家族化や少子・超高齢化が進展し、労働人口の減少が懸念されている中、社会においては、個々の能力や個性が発揮できる働き方が求められています。

今後、活力に満ち、だれもが幸せと豊かさを実感できる社会を築くためには、人生の様々な段階に応じて、仕事も大切にしながら家庭や地域活動、自分の時間も大切にできるなど、多様な生き方の選択が可能になる環境を整えていくこと、すなわち仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた社会の実現が望まれています。

本市の市民生活意識調査（平成22年）では、仕事や家庭、地域・社会活動、趣味・娯楽など、「自分が希望する時間の使い方ができている」と回答（どちらかといえばそう思うを含む）した人が全体の4割強を占めています（図6-1）。

一方、「できていない」と回答（どちらかといえばそう思わないを含む）した人も、全体の3割を占めており、このうち、「仕事に時間をとり過ぎている」と回答した人が69%（図6-2）、「趣味・娯楽に時間をとれていない」と回答した人が49.2%います（図6-3）。

また、本調査では、男女が平等に仕事を続けていくために必要なこととして、「職場における出産休暇、育児休業、介護休業などがとりやすい環境づくり」が63.5%と最も高く、次いで「保育制度の充実（産休明けからの乳児保育、延長保育、病児保育など）」が38.9%となっています（図6-4）。

こうした現状から、家庭での家事等の分担とともに、就業形態の多様化などに伴う社会的な育児・介護サービスの充実が必要となっており、特に、子育て支援策として、保育ニーズに対応した保育サービスの充実や放課後に保護者のいない児童への対応が必要となっています。

また、育児休業は、制度上、男女ともとれる仕組みとなっていますが、男性の取得率は低い状況です。男性にとっても育児のための休みがとれるメリットや、生活と仕事のバランスのとれたライフスタイルは良い仕事を創り出すということ、また、共働き世帯が増加する中で、父親の子育て参加も大切であるということ、を、広く啓発していく必要があります。



図 6-1 自分が希望する時間の使い方ができていると思うか

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

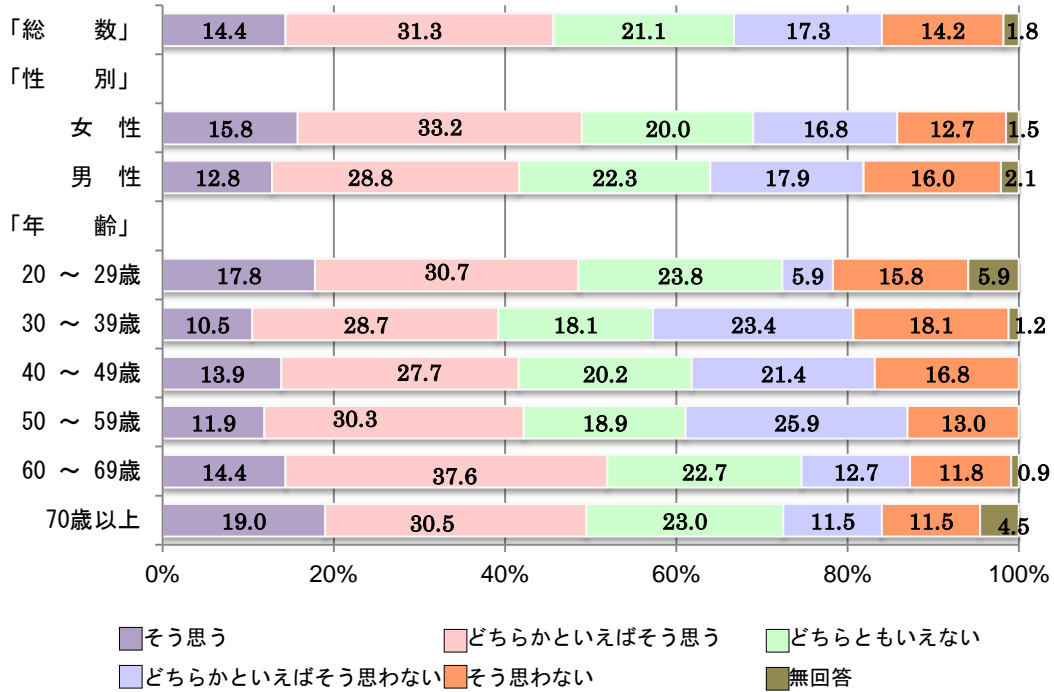


図 6-2 時間を取りすぎていると思う活動

(図 6-1 で「どちらかといえばそう思わない」または「そう思わない」と回答した人のみ。複数回答。特にあてはまるものを2つまで選択。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

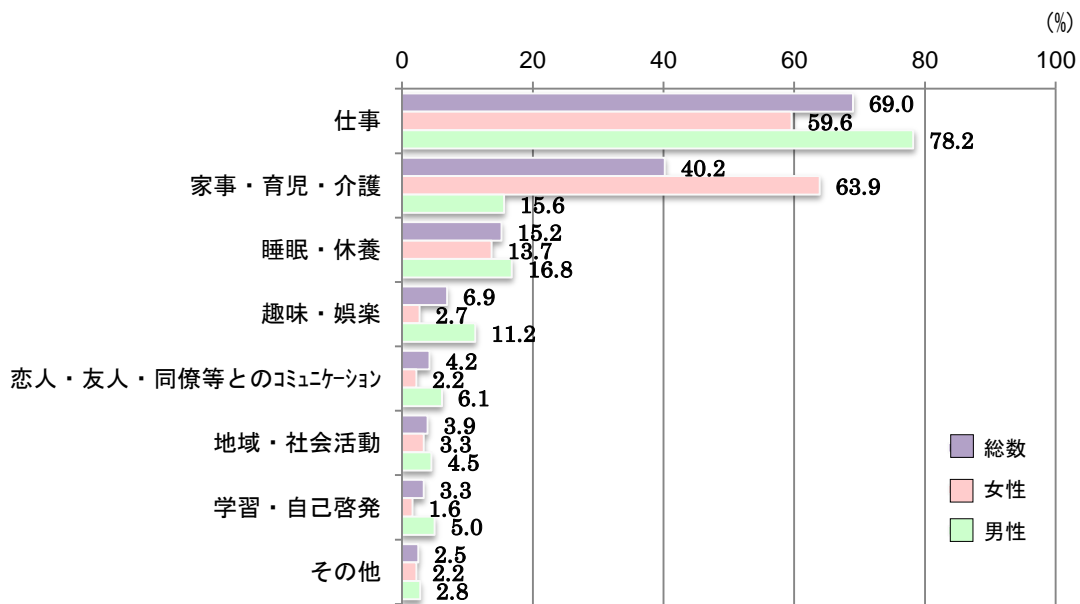


図 6-3 時間が取れていないと思う活動

(図 6-1 で「どちらかといえばそう思わない」または「そう思わない」と回答した人のみ。  
複数回答。特にあてはまるものを2つまで選択。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成 22 年)」)

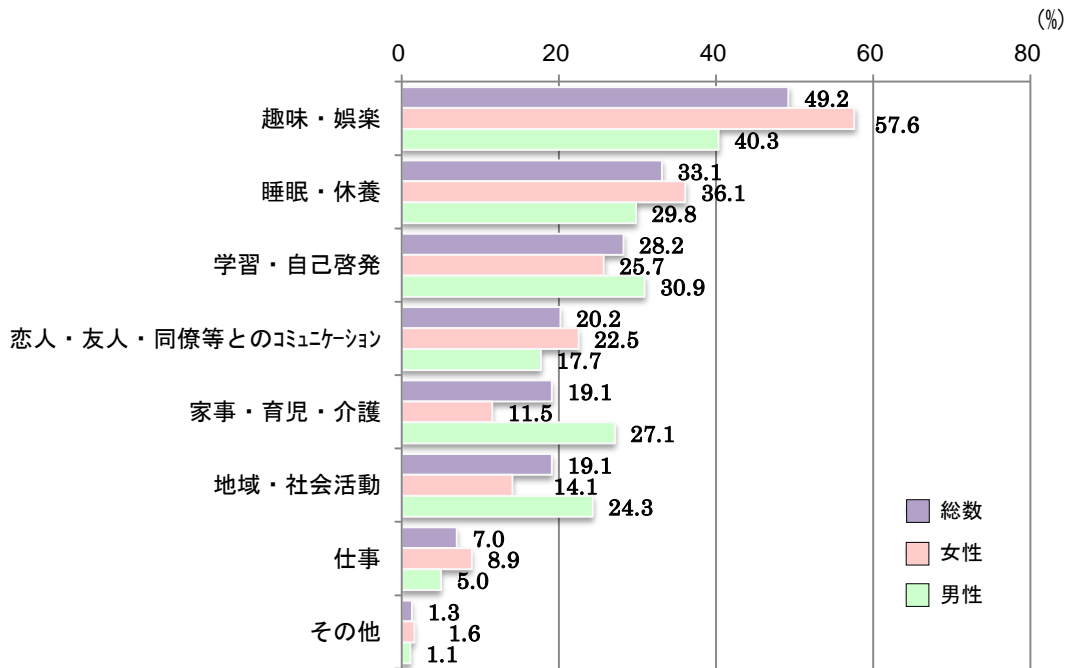
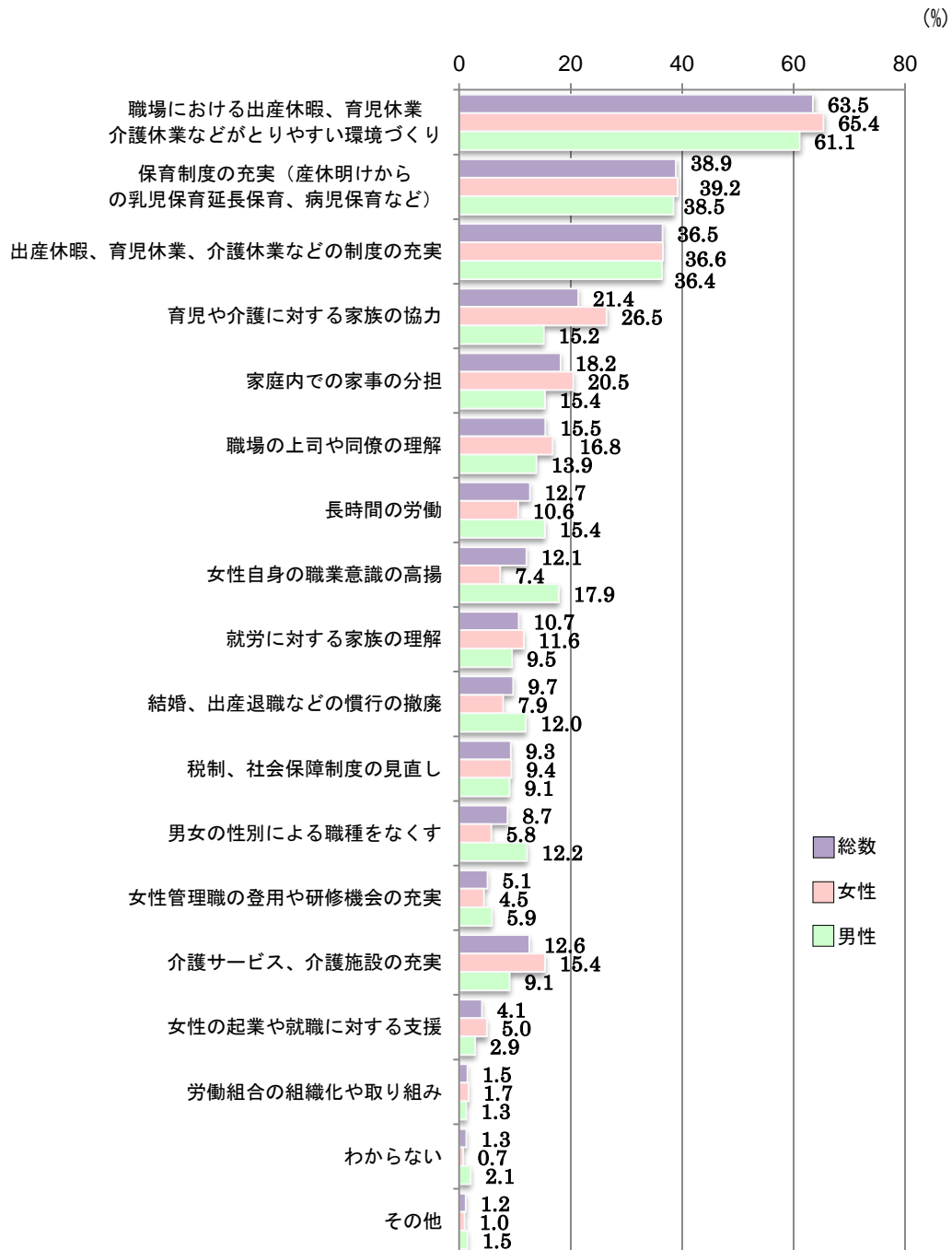


図 6-4 男女が平等に仕事を続けていくために必要なこと  
 (複数回答。特に必要と思われるものを3つまで選択。)  
 (「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



施策の基本的方向

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図るため、意識啓発を推進するとともに、働き方の見直しを進め、育児・介護休業が取得しやすく職場復帰しやすいなど、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を推進します。

また、仕事と子育ての両立支援のため、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実に努めるとともに、家庭内で男女がともに家事等を担える環境づくりに努めます。

(1) 仕事と生活の調和の実現

具体的施策 / ・主な取組	担当課
仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進 ・ 広報・啓発活動の推進	企画課男女共同参画推進室 商工労政課

(2) 仕事と生活の調和を推進するための環境づくり

具体的施策 / ・主な取組	担当課
多様なニーズに対応した保育サービスの充実 ・ 保育所入所待機児童の解消 ・ 特別保育（乳児保育、延長保育、病児・病後児保育事業等）の実施	こども園運営課 子育て支援課
子育てしやすい環境の整備促進 ・ ファミリー・サポート・センター事業の実施 ・ 放課後児童健全育成事業等の実施 ・ 子育て支援中小企業表彰の実施	子育て支援課 障がい福祉課 商工労政課
市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ・ 第2次高松市特定事業主行動計画の推進 ・ 新病院整備に伴う院内保育所の整備、医療スタッフ復職研修の実施	人事課 新病院整備課

## (3) 家庭生活への男女共同参画の促進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
男女がともに担う家事・育児・介護等の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報・啓発活動の推進</li> <li>・ 市職員における育児・介護休業の取得促進</li> </ul>	企画課男女共同参画推進室 人事課
子育てに関する相談や学習機会等の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習機会の提供</li> <li>・ 家庭教育推進事業の実施</li> <li>・ はじめてのパパママ教室、母子保健セミナー等の実施</li> <li>・ 乳幼児相談、育児支援事業の実施</li> </ul>	こども園運営課 生涯学習課 保健センター

## 評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度	60.3%	75%
全認可保育所の入所児童数	8,866人	8,900人
乳児保育	63か所	67か所
延長保育	57か所	61か所
一時保育	29か所	30か所
病児・病後児保育	5か所	6か所
放課後児童クラブ	2,980人	3,200人
学童保育	157人	170人



### 第3章 計画の内容

家事をしない（ほとんどしない、まったくしない） 男性の割合	①掃除 33.1% ②洗濯 58.6% ③食事の支度 58.4% ④食事の片付け 45.4%	①掃除 20% ②洗濯 40% ③食事の支度 40% ④食事の片付け 40%
市男性職員の育児休業取得率	2.0%	10%
託児付きのイベント・セミナーの開催数	55講座	66講座
育児セミナー等の男性参加者の割合	45.1%	50%



## 主要プラン 7 子育て・介護支援の充実

### 現状と課題

これまでの制度や慣行にとらわれることなく、豊かな家庭生活を築くためには、育児や介護を担う人にも様々な配慮や支援が必要です。

育児・介護の主な担い手は女性であることが多く、この負担を解消するためには、保育サービスの充実や高齢者、障がい者、病気の人に対する介護サービスの充実とともに、家事・育児や介護現場等への男性の参画意識を高める必要があります。

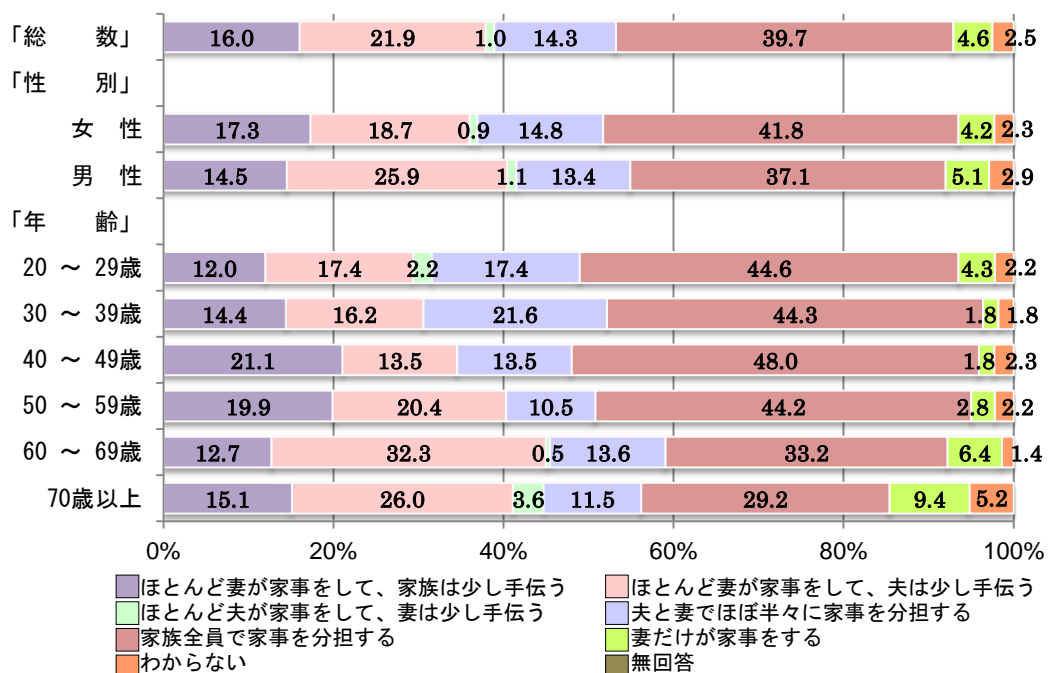
本市の市民生活意識調査（平成22年）においても、家事（育児・介護を含む）についてどのように分担すべきかについて、家族全員で分担すると回答した人が39.7%となっています（図7-1）。

このため、心身ともに健やかな一生を送るには、仕事だけの人生、家庭だけの人生など、一つのことだけを充実するのではなく、多様な生き方を支える力が必要です。

働き方の多様化や核家族化など、家庭や子ども、高齢者を取り巻く環境が大きく変化している中で、育児や子どもの発達および介護の不安や悩みを持つ人が増加しており、地域社会で子育てや介護を支援することが必要となってきています。

また、自分自身の家族の問題だけでなく、職場でも子育てや介護を抱えた人を支え、仕事と家庭の両立を図るための支援をする体制が求められています。

図 7-1 家事（育児・介護を含む）についてどのように分担すべきと思うか  
（「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査（平成22年）」）



**施策の基本的方向**

男女の別や就労の有無に関わらず、安心して子育てができる社会の実現に向け、社会全体で子育てを支えるという考え方に立ち、子育て支援拠点やネットワークの充実等を進めるとともに、ひとり親家庭等の生活の安定と自立への支援を行います。

また、高齢者の健康保持、日常生活の支援の充実に努めるほか、介護者と被介護者双方のニーズに応じた、安心して介護が受けられる介護支援事業の充実に努めます。

**(1) 子育て家庭に向けた子育て支援策の充実**

具体的施策 / ・主な取組	担当課
地域における子育て支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業、地域子育て推進事業の実施</li> <li>・子育て支援総合情報の発信</li> <li>・児童館事業の実施</li> </ul>	こども園運営課 子育て支援課
ひとり親家庭等に対する生活の安定と自立への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭子育て支援・自立支援事業の実施</li> <li>・自立支援プログラム策定事業の推進</li> <li>・母子家庭児就業・自立支援センター事業の実施 など</li> </ul>	こども家庭課

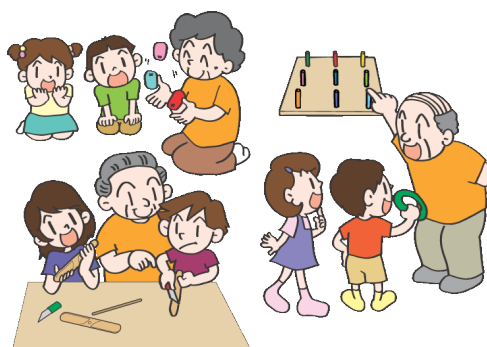
**(2) 多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実**

具体的施策 / ・主な取組	担当課
介護支援事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター、老人介護支援センター事業の実施</li> <li>・各種介護保険事業の推進</li> </ul>	地域包括支援センター 介護保険課



## 評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
地域子育て推進事業	41か所	50か所
地域子育て支援センター事業	19か所	22か所
訪問介護回数	年間延べ 644,781回	年間延べ 775,500回



## 主要プラン 8 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

### 現状と課題

働くことは人間としての基本的義務であり、生活の基盤です。性別に関わりなく、経済的自立のもと、生きがいをもって働くことができる就労機会を確保するとともに、その能力を十分発揮できるよう、職場の理解を得ながら、多様な働き方に応じた就労支援や、労働環境を整備することが重要になっています。

本市の市民生活意識調査（平成22年）において、職場における男女の地位の平等感については、「男性の方が優遇されている（どちらかといえば男性優遇含む。）」が68.7%、と高くなっており、不平等と感じている人が多くなっています（図8-1）。

また、本調査において、職場の中で、女性について「責任ある仕事を任せない傾向がある」39.9%、「教育訓練の機会が少ない」45.2%、「能力を生かせる機会や配置転換が少ない」52.6%となるなど（図8-2）、依然として固定的な性別役割分担意識が残っており、働く場における男女の不平等感の解消が課題となっています。

このため、男女にとって均等な就業機会と、性別にとらわれない個人の能力に基づく雇用管理の実現を図るとともに、結婚・出産した女性が働き続けられる環境づくりが大切です。

また、本調査において、女性が職業を持つことについて、「子どもができれば職業をやめ大きくなったら再び職業を持つほうがよい」が43.4%、「子どもができてずっと職業を続けるほうがよい」が29.4%となっています（図8-3）。

調査結果からは、女性が職業を継続して持つことが望まれていることがうかがえるため、結婚・出産等により仕事から退職した女性に対し、能力開発を図るための職業訓練等の学習の機会の提供など、再就職支援を進める必要があります。



図8-1 職場において男女の地位は平等になっていると思うか

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

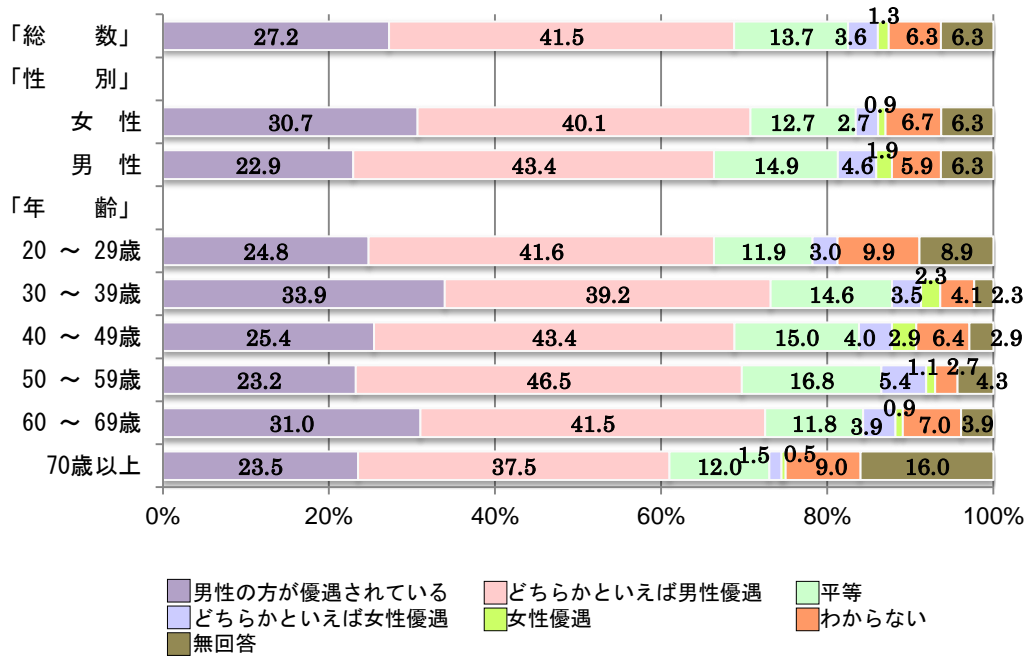


図8-2 職場の中で、女性について次のように感じることもあるか

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

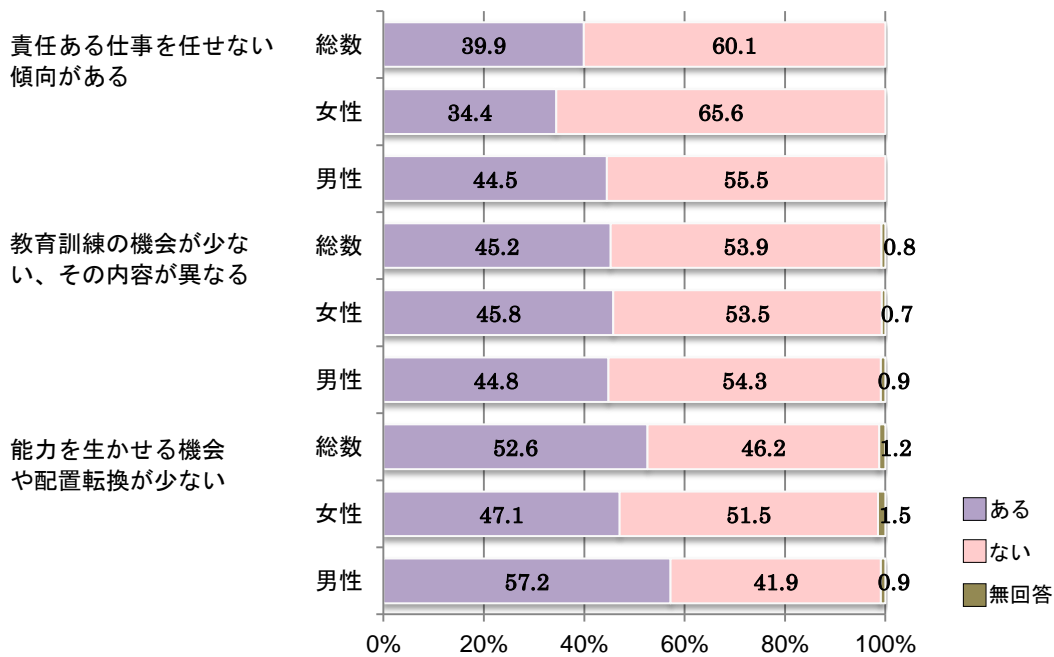
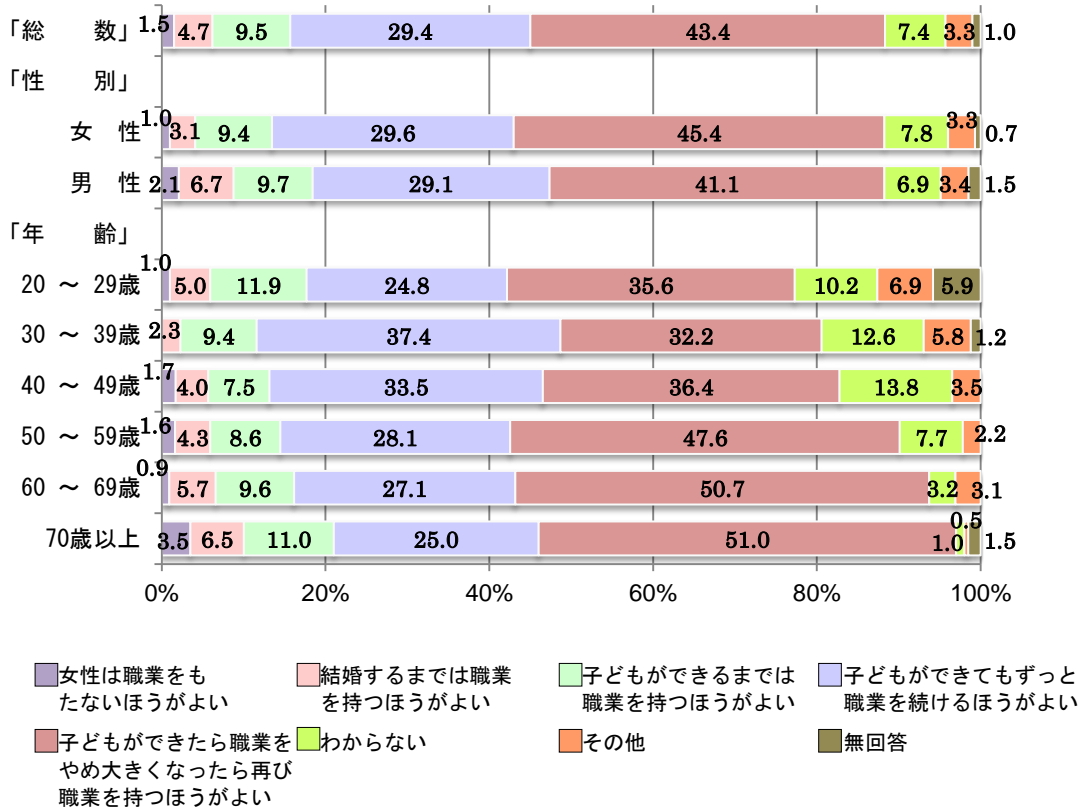


図8-3 女性が職業を持つことについて、どう思うか。

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



### 施策の基本的方向

働く場において、男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮できるように、労働関係法令の周知・啓発に努め、制度の定着を図ります。

また、一人ひとりのやる気を引き出し、やりがいを実感できる職場づくりに向けて、男女共同参画を推進する意識啓発や情報収集・提供を行い、職場における男女共同参画の促進を図ります。

さらに、結婚や出産によって一時的に職場を離れた女性の再就職は、容易ではないことから、情報提供を行うとともに、女性の再就職を希望する人のための職業能力の再開発の支援や学習機会の充実を図ります。

#### (1) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
法令等の周知・啓発 ・ 広報・啓発活動の推進	商工労政課
職場における男女共同参画の促進 ・ 広報・啓発活動の推進	企画課男女共同参画推進室
働く男女の健康管理対策の促進 ・ 広報・啓発活動の推進 ・ 母性健康管理指導事項連絡カードなどの制度の普及 ・ 市職員に対するメンタルヘルス等健康管理事業の実施	商工労政課 人事課 保健センター

#### (2) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

具体的施策 / ・主な取組	担当課
女性の職業能力の訓練・開発の促進 ・ 学習機会の提供 ・ セカンドキャリア支援のための講座開催	企画課男女共同参画推進室 生涯学習課生涯学習センター
女性の起業やパートタイム労働など多様な働き方への支援 ・ 「ワーキングたかまつ」による情報提供	商工労政課
就労に関する支援および情報の提供 ・ 「ワーキングたかまつ」による情報提供（再掲）	商工労政課



評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
「職場では男性優位になっている」と思う市民意識の割合	68.7%	50%
職場の中で女性について「能力を生かせる機会や配置転換が少ない」と感じる市民意識の割合	52.6%	40%
市職員の男女の職域	—	拡大
30歳以上の中途採用、出産・介護等による退職者の再雇用を取り入れている事業所の割合	①中途採用 40.3% ②再雇用 14.3%	①中途採用 50% ②再雇用 25%



## 主要プラン 9 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

### 現状と課題

少子・超高齢化の進展など、社会情勢が大きく変化しており、だれもが自分らしく、より快適な暮らしを送ることのできる社会の構築が求められています。

本市の総人口に占める65歳以上人口の割合は、平成23年4月1日現在では約22.1%となり、高齢化が確実に進んでいます。また、寝たきりやひとり暮らし高齢者などの数も高齢人口とともに増加傾向にあるため、高齢者やその家族を支援するための福祉サービスの充実が望まれます（図9-1）。

特に、65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合が約58.2%（平成23年4月1日現在）と高いことや、高齢者の介護を担うのは女性が非常に多い現状から、女性にとって、高齢化は切実な問題となっています。

また、ライフスタイルや家族形態が多様化する中で、高齢者のみの家庭を始め、障がいのある人のいる家庭なども増えており、いずれの家庭も介護など様々な問題を、その家庭の中だけで解決することは困難な状況になっています。

このため、高齢者や障がい者等の社会参加の機会の拡大を促進しながら、日常生活上の安定と自立を支援していくことが必要です。

図9-1 高齢者人口の推移（高松市）（単位：人、%）

区分 \ 年度	2	7	12	17	22
総人口	406,853	412,626	416,680	418,125	427,613
老年人口（65歳以上）	51,431	62,746	74,009	84,314	94,122
比率（%）	12.6	15.2	17.8	20.2	22.0
年少人口（0～14歳）	76,562	67,456	62,861	60,505	61,498
比率（%）	18.8	16.3	15.1	14.5	14.4

（注1）平成17年度までの数値は、国勢調査より。（塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町の数値を含む。）22年度は高松市統計書（10月1日現在）より。

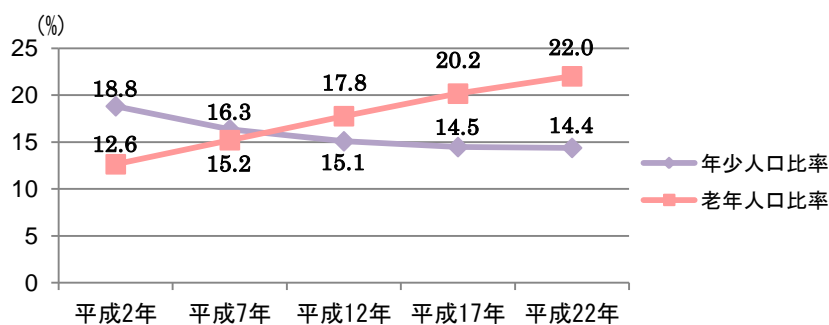


図 9-2 ひとり暮らし・寝たきり高齢者の推移（高松市） （単位：人）

年度 区分	17	18	19	20	21
ひとり暮らし高齢者	6,271	7,792	8,177	-	8,565
寝たきり高齢者	766	909	812	-	764

（注1） 17,18,19年度は7月現在。21年度は9月現在。

（注2） 20年度については、調査実績なし。

### 施策の基本的方向

障がいの有無や年齢、家庭環境にかかわらず、いきいきと安心して社会とのかかわりを持ちながら暮らすことができるよう、環境整備や生活自立支援などに取り組みます。

また、高齢者や障がい者等が、意欲と能力に応じて社会参画促進が図れるよう支援を行います。

#### （1）高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

具体的施策 / ・主な取組	担当課
バリアフリー、ユニバーサルデザイン等の推進 ・住宅改修費給付・助成事業の実施	介護保険課 障がい福祉課 長寿福祉課
高齢者・障がい者等の生活自立支援 ・高齢者生きがいサービス、精神障害者デイケア事業の実施 ・相談体制、情報提供の充実 ・介護予防教室の開催 ・高齢者支援推進事業の実施 など	障がい福祉課 長寿福祉課 保健センター 地域包括支援センター

#### （2）高齢者・障がい者等の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援

具体的施策 / ・主な取組	担当課
高齢者・障がい者等の就業・学習機会の充実 ・高齢者・団塊の世代対象の講座開催 ・老人クラブの活動支援 ・就労移行支援事業、就労継続支援事業の実施 など	企画課男女共同参画推進室 障がい福祉課 長寿福祉課 生涯学習課生涯学習センター

## 評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
シルバー人材センター会員数	2,103人	3,500人
介護予防教室の参加者数のうち男性の参加割合	18.1%	25%





## 基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される社会づくり

男女共同参画社会基本法では、男女の人権の尊重を男女共同参画社会形成の基本理念の一つとしています。一人ひとりの存在をかけがえのないものとして認めあい、人格が尊重されることは、能力を発揮してこころ豊かに生きる社会をつくるための基本となります。

しかし、今日、セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、配偶者等からの暴力など女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成と、暴力の根絶に向けた社会環境づくりが求められています。

健康は、すべての人の基本的な権利であると同時に最大の願いでもあり、特に、女性には、妊娠、出産にかかわるライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の課題があることから、男女がそれぞれの身体的特性を十分理解しあい、健康づくりを進めることが必要です。

このようなことから、性別にかかわらず個人が尊重され、すべての人が人間らしく生きることができるよう、男女の人権が尊重される社会づくりを推進します。

特に、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題であることから、本市では、本計画を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく市町村基本計画にも位置づけ、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための施策を総合的かつ一体的に推進します。



## 主要プラン 10 人権尊重の意識づくり

### 現状と課題

男女の人権が尊重され、性別による差別を受けないことが、男女共同参画社会形成の大前提ですが、現実には依然として性差別意識が残っています。

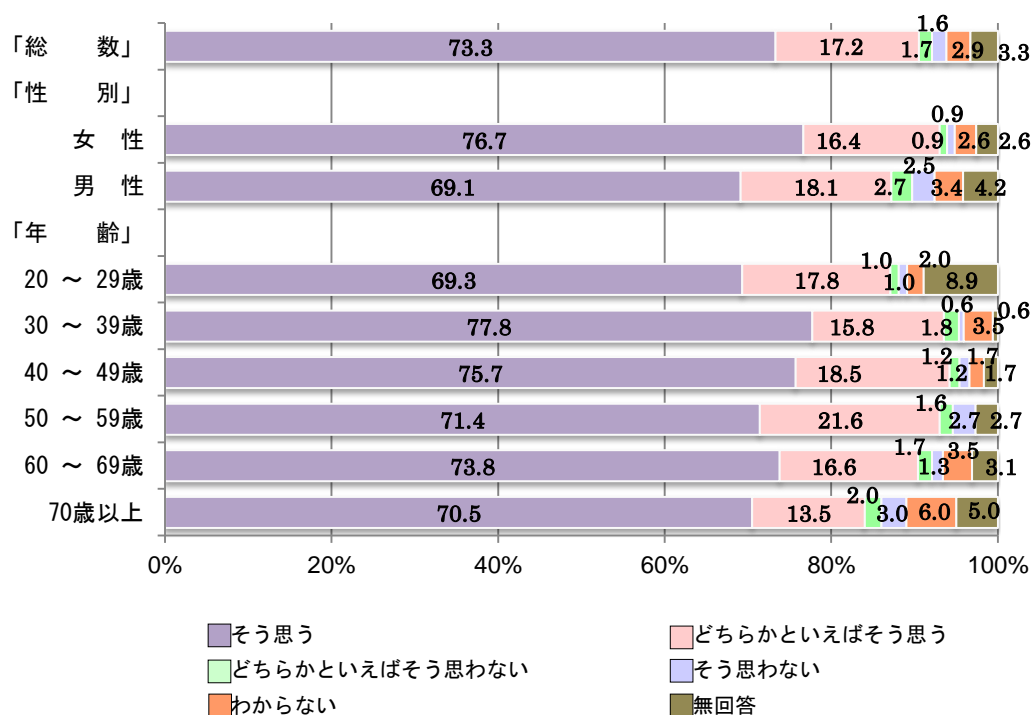
個人の尊厳が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会を構築するためには、男女の人権を尊重する意識づくりを進めることが重要です。

また、近年の高度情報化の進展により、映像や活字媒体などのメディアやインターネットなどによってもたらされる情報が社会に与える影響は大きく、メディア情報を受け入れる側も、主体的に正しいものを読み取る能力（メディア・リテラシー）を持つことが必要です。

本市の市民生活意識調査（平成 22 年）では、「男女がお互いの人権を尊重する適切な教育が行われるほうがよいと思う」が 73.3%、「どちらかといえばそう思う」が 17.2%と全体の9割を占めており、学校における人権教育への関心の高さが伺えます（図 10-1）。

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、お互いの性と人格を尊重し合い、共に人間らしく生きることができると目指して、人権尊重の意識づくりを進めていく必要があります。

図 10-1 お互いの人権を尊重する適切な教育が行われるほうがよいと思うか  
（「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査（平成 22 年）」）



### 施策の基本的方向

人権に関する理解を深めるため、お互いに理解し合い、尊重し合う教育を推進するとともに、人権意識が醸成されるよう、人権に関する啓発活動を推進します。

また、メディアにおける人権に配慮した表現を推進するとともに、メディアから提供される情報を主体的かつ客観的に解釈し、使いこなす能力（メディア・リテラシー）に関する学習機会の提供と啓発に努めます。

#### (1) 男女の人権尊重の啓発活動の推進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
人権意識を醸成する啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 啓発活動の推進</li> <li>・ 人権週間、男女共同参画週間等における啓発活動の実施</li> </ul>	企画課男女共同参画推進室 人権啓発課 人権教育課
人権に関する教育・学習・相談機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権・同和問題指導者研修講座の開催</li> <li>・ 人権教育市民講座、人権教育研修の開催</li> <li>・ 人権教育事業、セミナー等による啓発事業の実施</li> <li>・ 人権相談の実施</li> </ul>	企画課男女共同参画推進室 人権啓発課 学校教育課 人権教育課
子どもや高齢者等の虐待防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要保護児童対策事業の推進</li> <li>・ 高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動、相談事業等の実施</li> </ul>	子育て支援課こども女性相談室 地域包括支援センター

#### (2) メディアにおける人権を尊重した表現の促進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
メディアにおける人権尊重への配慮およびメディア・リテラシーの向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報・啓発活動の推進</li> </ul>	企画課男女共同参画推進室
広報・出版物での性にとらわれない表現の促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の広報・出版物での性別に基づく固定観念にとらわれない表現の推進</li> </ul>	広聴広報課



評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
人権啓発のためのセミナー等の参加者数	1,308人	1,500人
男女共同参画週間における啓発事業の参加者数	154人	200人



## 主要プラン 11 女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ストーカールール、性犯罪、売買春等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等で互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

特に、配偶者等からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、また、加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

国においては、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV防止法を制定し、夫婦間の暴力についても、暴力は犯罪であるとの認識を明らかにし、平成19年の改正により、身体的暴力に加え、心身に有害な影響を及ぼす言動も暴力であると規定し、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置については、市町村の努力義務とされました。

本市では、配偶者等からの暴力の防止、相談体制の充実、被害者等の自立支援等に総合的・一体的に取り組むため、本計画を、DV防止法に基づく基本計画として位置づけます。

### 現状と課題

固定的な性別役割分担意識が依然として残っている社会では、女性に対する暴力を生み出しやすい構造となっている一方で、被害を受けた人がその被害を公的機関に相談したり、届けたりすることについて抵抗感を持つことが多いため、潜在化する傾向にあります。

本市の市民生活意識調査（平成22年）では、配偶者から「身体に対する暴力を受けた」という回答が16.8%、また「精神的な嫌がらせを受けた、あるいは家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた」という回答が13.2%となっている（図11-1）一方、被害者の相談状況では、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人が、総数では半数を超えています（図11-2）。

このため、暴力に対する社会的認識を強め、それを許さない社会意識の改革を積極的に推進するとともに、被害者等が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、被害者等の心身の回復等、効果的な支援を推進していく必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、解雇・昇進差別など直接的な不利益や就業意欲の低下、能力発揮の妨げになることから、人権問題であるという認識を深め、防止対策に取り組むよう、事業所などに働きかける必要があります。

図 11-1 配偶者からの暴力の経験

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査 (平成 22 年)」)

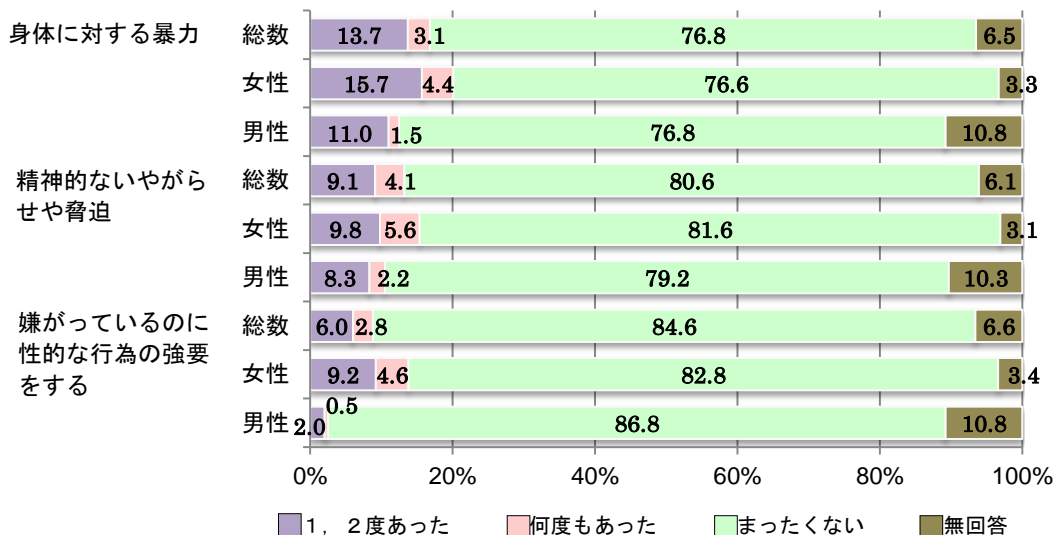


図 11-2 被害者の相談状況

(図 11-1 のうち1つでも「1、2度あった」または「何どもあった」と回答した人のみ。複数回答。特にあてはまるものを3つまで選択。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査 (平成 22 年)」)

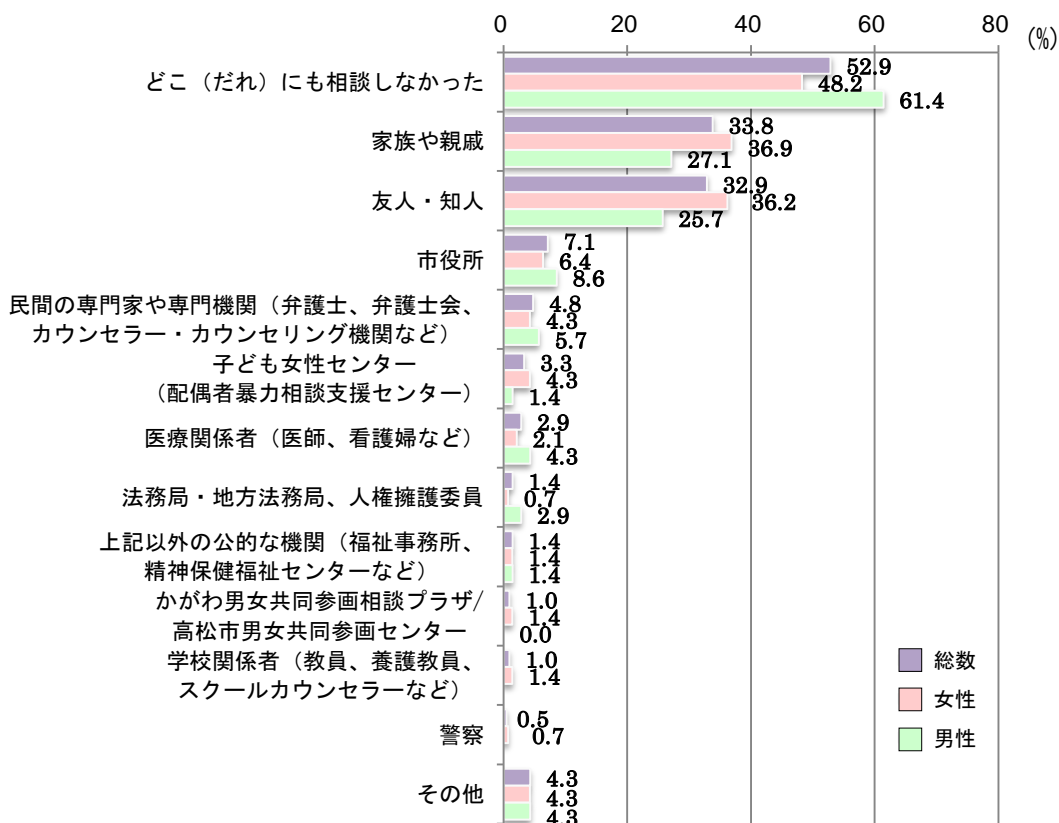


図 11-3 男女間における暴力を防止するためにはどのようなことが必要か  
 (複数回答。特にあてはまるものを3つまで選択。)

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

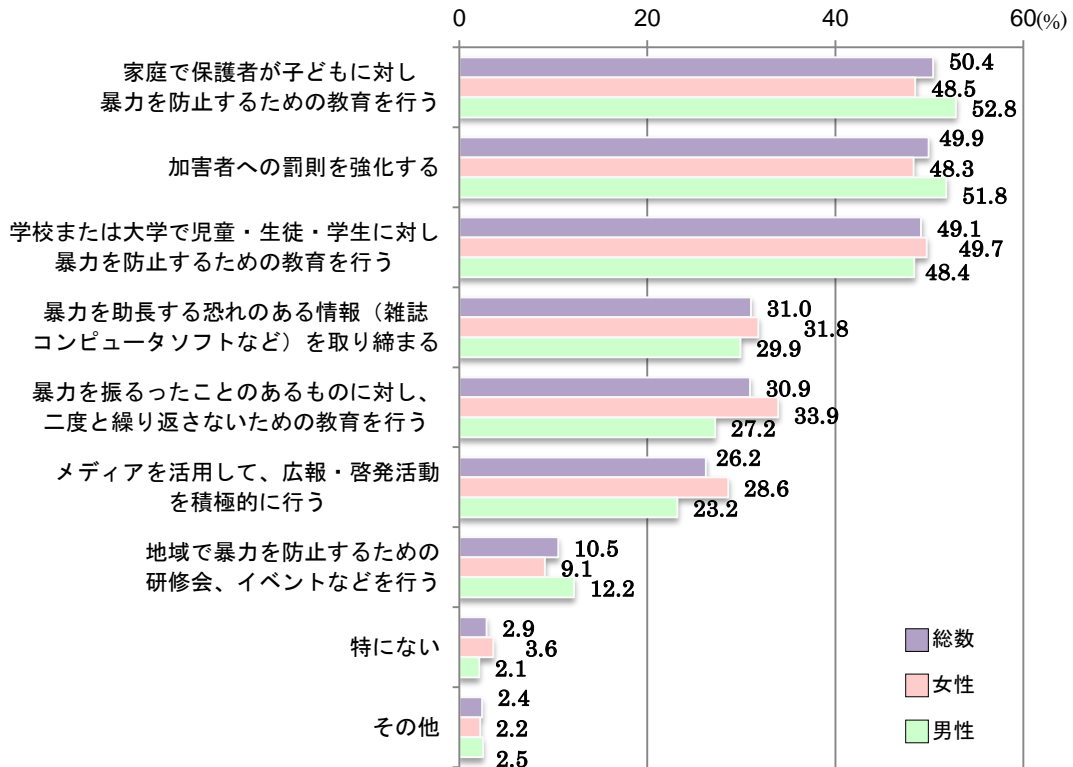
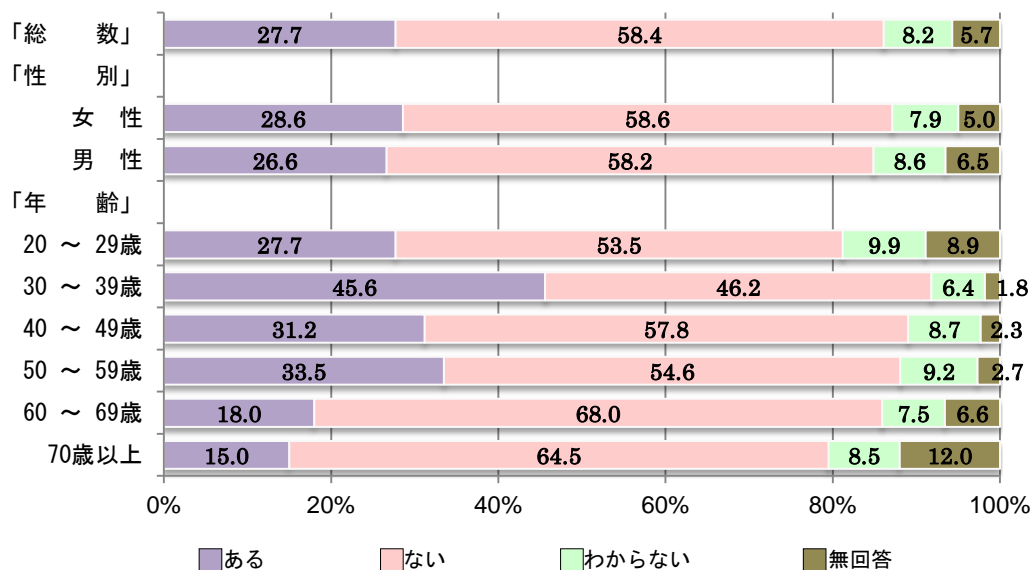


図 11-4 今までにセクシュアル・ハラスメントを受けた、または見聞きしたことがあるか

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



施策の基本的方向

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春など、性別に起因する暴力は重大な人権侵害であり、どのような理由があっても決して許されないものであるという意識づくりが必要です。このため、様々な機会を通じて、女性に対する暴力防止のための啓発に努めます。

また、DV防止法においては、被害者を発見した場合、配偶者暴力相談支援センター、警察に対して通報する努力義務が規定されています。

被害の潜在化を防ぐため、民生委員、児童委員、学校、保育所等および児童・高齢者相談窓口との連携を強化し、被害者の発見・通報体制の整備を行います。

具体的施策 / ・主な取組	担当課
<p>女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報、啓発活動の充実</li> <li>・ 学校等における教育啓発</li> <li>・ 男性、若年層に対する学習機会の提供</li> </ul>	<p>企画課男女共同参画推進室 子育て支援課こども女性相談室 学校教育課</p>
<p>被害者の発見・通報体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員、児童委員、学校、保育所等との連携強化</li> <li>・ 児童・高齢者虐待相談窓口との連携強化</li> </ul>	<p>健康福祉総務課 長寿福祉課 子育て支援課こども女性相談室 こども園運営課 地域包括支援センター 学校教育課 など</p>



## (2) 相談体制の充実

配偶者等からの暴力は、身体的暴力だけでなく心理的攻撃、性行為の強要等、自尊感情を傷つける暴力により、多くの被害者が力を奪われ、潜在化しやすい状況にあります。また、被害者自身が報復を恐れたり、「自分が悪いから」と自分を責めて相談をためらうことも多く、相談窓口につながりにくい状況があります。

このため、被害者が一刻も早く相談窓口の存在を知り、安心して相談することができるように相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

また、香川県子ども女性相談センター、警察署等関係機関との連携強化を図りながら、適切な相談対応を行うことができるよう、相談員等の資質の向上に努めるなど、被害者等からの相談に的確に対応できる体制の充実を図ります。

具体的施策 / ・主な取組	担当課
相談事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談体制の充実</li> <li>・ 相談員等の資質の向上</li> <li>・ 関係機関等との連携強化</li> </ul>	企画課男女共同参画推進室 子育て支援課こども女性相談室

## (3) 被害者等の保護および自立支援

被害者等については、まずは安全を確保するとともに、被害者本人の状況と意向に配慮しながら支援を行っていくこと、また、必要な場合には、スムーズに一時保護につなげることが大変重要です。また、加害者が被害者等の居場所を探すことも考えられるため、被害者等の個人情報の管理に細心の注意をはらうことが必要です。このため、被害者等の安全対策に十分配慮します。

また、被害者等が自立して新たな生活を始めるための、生活の安定に関する支援、心身の健康に関する支援、子どもへの支援等、総合的かつ切れ目のない支援を行います。

具体的施策 / ・主な取組	担当課
被害者等の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な避難のための関係機関との連携強化</li> <li>・被害者等に関する情報の保護</li> </ul>	企画課男女共同参画推進室 子育て支援課 とも女性相談室 市民課 など
自立に向けた支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な情報提供と支援</li> <li>・こころのサポート事業（心理ケア）の充実</li> <li>・住宅の確保に向けた支援</li> <li>・就労への支援</li> <li>・生活への支援</li> <li>・子どもに関する支援</li> </ul>	企画課男女共同参画推進室 子育て支援課 とも女性相談室 とも園運営課 とも家庭課 生活福祉課 住宅課 学校教育課 など
民間団体等との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間団体等の育成・連携</li> </ul>	子育て支援課 とも女性相談室

#### (4) 加害者への適切な対応

配偶者等からの暴力を防止するためには、被害者を保護するだけでなく、加害者への教育、カウンセリング等の加害者対策が課題となっています。

加害者は、アルコール依存等の問題も併せ持っている場合もあることから、適切な支援機関を紹介するなど、加害者の状況に応じた適切な対応を行います。

なお、加害者の更生のための指導については、いまだに未解明な部分が多く、国などにおいて、引き続き、加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究が進められておりますので、加害者更生プログラム研究等に関する情報収集に努めます。

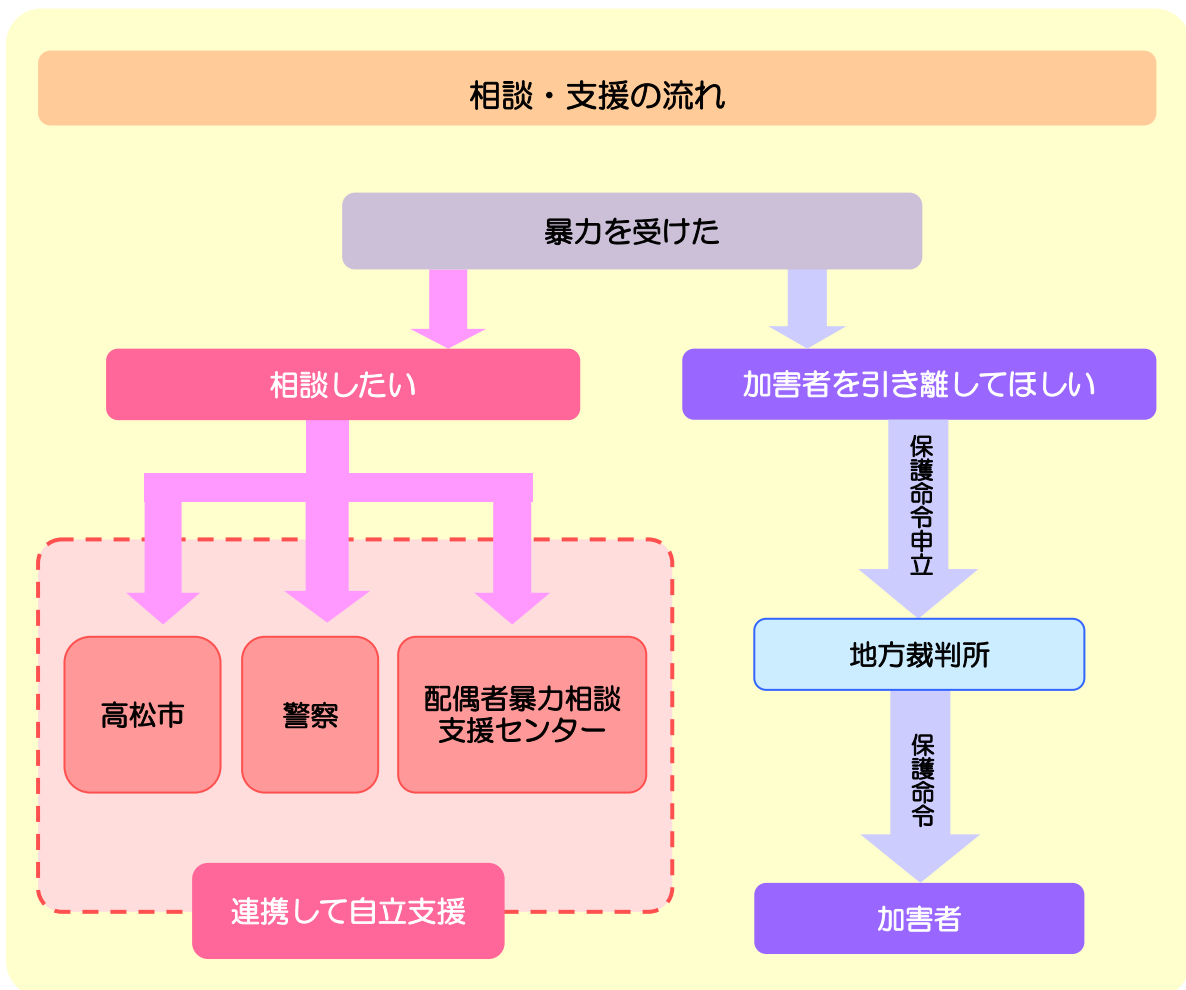
具体的施策 / ・主な取組	担当課
関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な支援機関の紹介</li> </ul>	企画課男女共同参画推進室 子育て支援課 とも女性相談室
再発防止に向けての調査・研究 <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者更生プログラム研究等に関する情報収集</li> </ul>	企画課男女共同参画推進室 子育て支援課 とも女性相談室

(5) 配偶者等からの暴力防止対策の推進

被害者等は様々な問題を抱えていることから、被害者の発見・相談・保護・自立支援等のそれぞれの段階で、関係機関が連携・協力して、切れ目のない多様な支援を行う必要があります。

このため、庁外ネットワーク会議や庁内連絡会等を通じて、被害者支援への認識を共有するとともに、被害者等の抱える複雑多岐にわたる問題に対処するのに有効な連携・協力体制の強化を図ります。

具体的施策 / ・主な取組	担当課
関係機関等との連携強化 ・高松市児童対策協議会DV被害専門部会の開催 ・DV対策庁内連絡会を中心とする庁内体制の充実	子育て支援課こども女性相談室





(6) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは人権侵害であることから、セクシュアル・ハラスメント等の防止のための事業主の意識改革を促進するため、事業所等に対して周知啓発を行います。

具体的施策 / ・主な取組	担当課
雇用等におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進 ・ 広報・啓発活動の推進	企画課男女共同参画推進室 商工労政課

評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
配偶者からの暴力には、身体に対する暴力だけではなく、精神的暴力、性的暴力も含まれることについての認知度	67.2%	80%
配偶者からの暴力の相談窓口があることについての認知度	28.1%	50%
シェルターの設置	なし	1か所



## 主要プラン 12 生涯を通じた男女の健康づくり

### 現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。

男女が元気でいきいきと社会参画していくためには、日ごろからの心身の健康づくりが基本となり、ライフスタイルに応じて、あらゆる場で健康の保持・増進を実践していくことが重要となります。

本市の事業所実態調査（平成22年）では、女性（母性）の健康管理のための配慮のうち、健康診断が42.3%と最も数値が高く、次いで生理休暇が11.8%となっていますが、前回調査と比較して、前者は26.6%、後者は20.3%、それぞれ減少している。また、「特に配慮していない」と回答した事業所が、全体の40.7%を占めることから、女性（母性）の健康管理に努め、男女が共に働きやすい環境づくりを促進する必要があります（図12-1）。

健康づくりは、子どもの時から命の大切さを認識し、自己健康管理意識を高めることが重要であり、健康に関する学習機会の充実や情報の提供の充実が求められます。

特に、女性は、妊娠・出産・更年期などにより、男性とは異なる健康問題に直面する可能性があることから、生涯にわたる自分自身の健康について正しい情報を得て、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

男性についても、青年期や壮年期、高齢期に応じた総合的な健康保持・増進体制の整備を進めるなど、家庭や地域が一体となって取り組むことが、これからの高齢社会においてはきわめて重要な課題といえます。ひとり世帯が増えていく中で、今まで家族で支えていた健康管理も、自分で行っていく必要があります。そのための情報提供や検診体制等の充実も必要です。

図12-1 事業所における女性（母性）の健康管理のための配慮について  
（複数回答。特にあてはまるものを3つまで選択。）

（「高松市男女共同参画に関する事業所実態調査（平成22年）」）

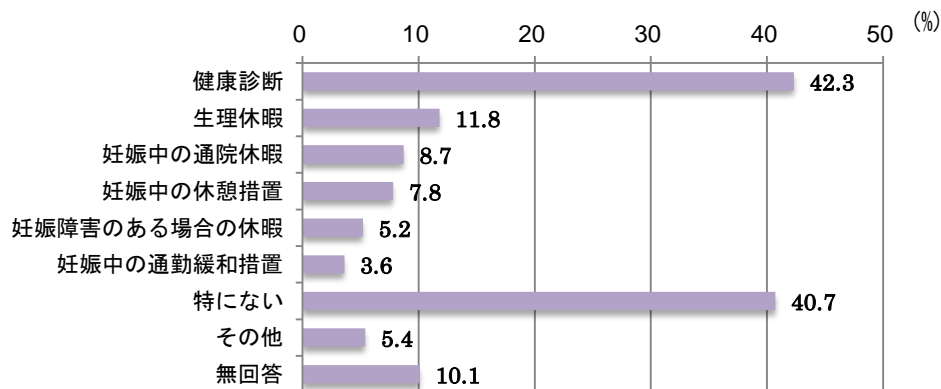
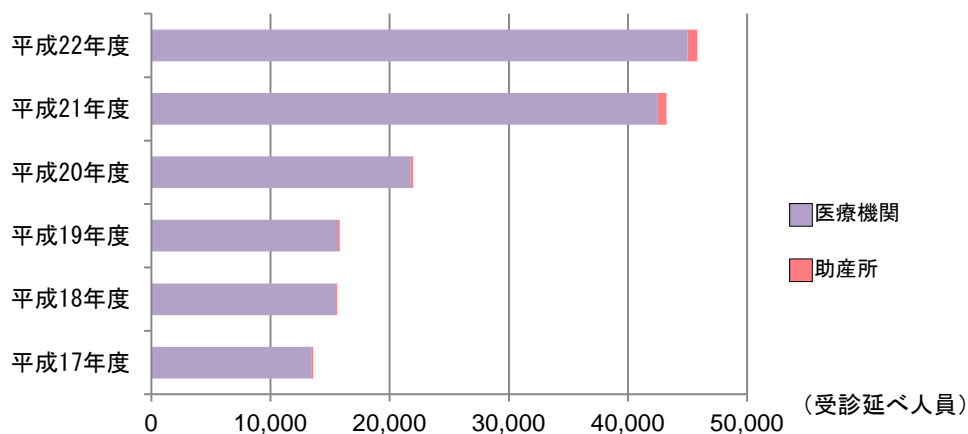
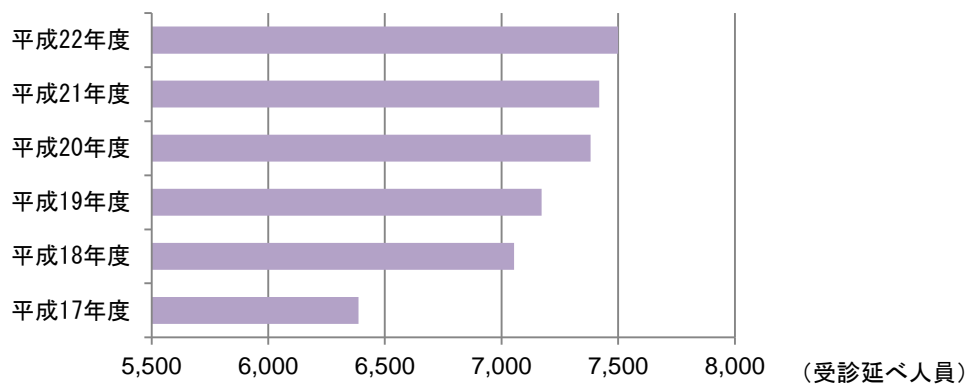


図 12-2 母子保健事業（妊婦一般健康診査）の受診状況（高松市）



※平成 20 年度から妊婦健康診査受診票を 4 枚から 6 枚に、21 年度からは 6 枚から 14 枚に拡大して交付し、助産所においても妊婦健康診査が受けられるようになった。

図 12-3 母子保健事業（乳児一般健康診査）の受診状況（高松市）



### 施策の基本的方向

男女がともに生涯を通じて健康に過ごせるよう、性差を考慮するとともに、さまざまな年代やライフステージに応じた、心と体の健康管理に対する意識を高め、健康の保持増進を図ります。

また、望まない妊娠や低年齢層の性感染症等の問題については、男女ともに正確な知識を持ち、人権としての性を尊重する意識を持つことができるよう、学校等における保健学習、保健指導を通じて、性教育や性感染症、薬物対策等を推進します。

特に女性については、妊娠・出産期における母子の健康を維持するための母子保健事業の充実を図ります（図 12-2、12-3）。

#### （1）男女の健康の保持増進

具体的施策 / ・主な取組	担当課
ライフステージに応じた健康づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康啓発事業の実施</li> <li>・市民スポーツフェスティバルの実施</li> <li>・健康相談、各種健康診査、がん検診等の実施</li> <li>・食育啓発、自殺予防啓発事業の推進</li> <li>・学校教育における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の実施</li> </ul>	企画課男女共同参画推進室 スポーツ振興課 保健センター 保健体育課
心身の健康を支える体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康相談事業の実施</li> <li>・女性専門外来の実施</li> </ul>	企画課男女共同参画推進室 保健センター 市民病院事務局総務課

#### （2）妊娠・出産等に関する健康支援

具体的施策 / ・主な取組	担当課
健全な成長のための性に関する教育と学習機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育におけるエイズおよび性感染症の予防のほか性に関する指導の実施</li> <li>・エイズなど性感染症に関する相談、啓発事業の実施</li> </ul>	保健対策課感染症対策室 保健体育課

### 第3章 計画の内容

<p>妊娠・出産期における女性の健康管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子健康手帳交付にともなう諸制度の普及啓発</li> <li>・ 妊婦健康診査、マタニティ教室、相談事業の実施</li> <li>・ 不妊治療に対する助成、相談事業の実施</li> </ul>	保健センター
<p>周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅当番医制、病院群輪番制病院運営事業の実施</li> <li>・ 夜間急病診療所の運営</li> <li>・ 産科医等の確保支援</li> </ul>	保健対策課地域医療対策室

#### 評価指標および目標

評価指標	現況値(22年度)	目標値(27年度)
1歳6か月児健康診査受診率	89.4%	95%
3歳児健康診査受診率	83.6%	90%
子宮がん検診の受診率	31.1%	50%
乳がん検診の受診率	28.9%	50%
妊婦・乳児健診受診票使用率	78.7%	85%
妊婦歯科健康診査受診率	33.7%	37%



## 第4章 計画の推進

### 1 庁内体制の充実

男女共同参画社会の実現を目指し、庁内の関係部局で構成する「高松市男女共同参画推進本部会」において、計画の総合調整および庁内の横断的な連携強化を図り、総合的かつ効果的な取組を推進します。

### 2 高松市男女共同参画推進委員会（仮称）との連携

男女共同参画社会に向けた取組を進めるためには、市民の声を聴き、市民の現状やニーズを反映した施策を展開することが重要です。学識経験者、公共的団体等からの推薦による委員等で構成する「高松市男女共同参画推進委員会（仮称）」において、男女共同参画の推進に関する基本的かつ重要な事項について意見を聴き、連携を図りながら事業を推進します。

### 3 関係機関、市民、関係団体等との連携・協働

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。このため、国・県・関係機関との連携を強化し、広域的な視点にたった計画の推進に努めます。

また、男女共同参画社会の実現のためには、行政だけではなく、市民や市民団体、民間団体、事業者等による主体的な取組が不可欠です。このため、市民や団体、事業者等との協働による取組を推進します。

### 4 計画の進捗状況管理

本計画を着実に推進し、実効性を確保するため、個々の施策について適切な進行管理を行うとともに、個別事業の取組状況や関連する数値目標等の進捗状況について、毎年度公表します。



## 参考資料

### 1 「第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」策定経過

年月日	会議等	内容
平成22年 6月4日	第1回たかまつ男女共同 参画プラン策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会設置要綱について</li> <li>・会長・副会長の選任について</li> <li>・次期たかまつ男女共同参画プランの策定について</li> </ul>
7月22日	第2回たかまつ男女共同 参画プラン策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活意識調査、事業所実態調査、市民団体等意識調査表（案）について</li> <li>・次期プラン策定に当たって今後取り組むべき重要課題等について</li> </ul>
8月12日 ～25日	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活意識調査 3,000人</li> <li>・事業所実態調査 1,500事業所</li> <li>・市民団体等意識調査 100団体</li> </ul>
11月12日	第3回たかまつ男女共同 参画プラン策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）の進捗状況について</li> <li>・市民生活意識調査、事業所実態調査、市民団体等意識調査の実施結果について</li> <li>・分科会について</li> </ul>
平成23年 1月12日	第1回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 （意識改革・参画拡大分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会のリーダーについて</li> <li>・意識調査結果等の整理・分析について</li> <li>・次期プランの内容検討について</li> </ul>
1月19日	第1回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 （生活・雇用分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会のリーダーについて</li> <li>・意識調査結果等の整理・分析について</li> <li>・次期プランの内容検討について</li> </ul>
1月24日	第1回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 （人権・健康分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会のリーダーについて</li> <li>・意識調査結果等の整理・分析について</li> <li>・次期プランの内容検討について</li> </ul>
2月23日	第2回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 （人権・健康分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期プランの具体的施策等について</li> <li>・次期プランの評価指標および目標値について</li> </ul>
2月24日	第2回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 （意識改革・参画拡大分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期プランの具体的施策等について</li> <li>・次期プランの評価指標および目標値について</li> </ul>
2月25日	第2回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 （生活・雇用分野）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期プランの具体的施策等について</li> <li>・次期プランの評価指標および目標値について</li> </ul>



年月日	会議等	内容
平成23年 5月16日	第3回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 (意識改革・参画拡大分野)	・次期プランの具体的施策・事業等について ・次期プラン案について(意識改革・参画拡大分野)
5月18日	第3回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 (人権・健康分野)	・次期プランの具体的施策・事業等について ・次期プラン案について(人権・健康分野)
5月19日	第3回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 (生活・雇用分野)	・次期プランの具体的施策・事業等について ・次期プラン案について(生活・雇用分野)
6月13日	第4回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 (意識改革・参画拡大分野)	・次期プラン案について(意識改革・参画拡大分野)
6月20日	第4回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 (生活・雇用分野)	・次期プラン案について(生活・雇用分野)
6月22日	第4回たかまつ男女共同 参画プラン策定分科会 (人権・健康分野)	・次期プラン案について(人権・健康分野)
7月22日	第4回たかまつ男女共同 参画プラン策定懇談会	・次期たかまつ男女共同参画プラン(素案)について
11月24日	第5回たかまつ男女共同 参画プラン策定懇談会	・次期たかまつ男女共同参画プラン(原案)について ・次期たかまつ男女共同参画プラン(概要版)について

## 2 たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 たかまつ男女共同参画プラン(男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画であって、平成24年度から平成27年度までを計画期間とするものをいう。)の策定に当たり、広く市民の意見を聴くため、たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民活動団体の代表者

(3) 事業主団体および労働者団体の代表者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、懇談会の目的を達成する日までとする。

(会長および副会長)

第4条 懇談会に会長および副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、市民政策部企画課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年6月4日から施行する。

2 この要綱は、懇談会の目的を達成した日限り、その効力を失う。

### 3 たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会、分科会委員名簿

#### (1) たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会委員名簿

任期：平成22年6月4日～平成24年 月 日

区分	氏名	役職等	備考
会長	時岡 晴美	香川大学教育学部教授	
副会長	蓮井 孝夫	人権擁護委員	
委員 (50音順)	石井 孝史	連合香川東地域協議会幹事	
	関谷 利裕	弁護士	～H23.3.31
	伊藤 雅啓	弁護士	H23.4.1～
	神納 正志	公募委員	
	河田 澄	高松市コミュニティ協議会連合会会長	～H23.3.31
	滝川 三郎	高松市コミュニティ協議会連合会会長	H23.4.1～
	津川 眞智子	公募委員	
	野田 法子	特定非営利活動法人 たかまつ男女共同参画ネット理事長	
	松井 保	高松地区中学校長会会長	～H23.3.31
	原 貴	高松地区中学校長会会長	H23.4.1～
	三木 一平	高松市民間保育所共励会会長	
	吉岡 和子	高松商工会議所女性会会長	
渡邊 照代	社団法人香川県看護協会会長		

(2) たかまつ男女共同参画プラン策定分科会委員名簿

平成 23 年 1 月 12 日～平成 23 年 6 月 22 日

分野	氏名	役職等	備考
意識改革・ 参画拡大	● 河田 澄	高松市コミュニティ協議会連合会会長	～H23.3.31
	滝川 三郎	高松市コミュニティ協議会連合会会長	H23.4.1～
	○ 時岡 晴美	香川大学教育学部教授	
	神納 正志	公募委員	
	松井 保	高松地区中学校長会会長	～H23.3.31
	原 貴	高松地区中学校長会会長	H23.4.1～
	宮本 宏子	公募委員	
	吉田 静子	公募委員	
生活・雇用	● 野田 法子	特定非営利活動法人 たかまつ男女共同参画ネット理事長	
	安部 文代	公募委員	
	石井 孝史	連合香川東地域協議会幹事	
	金谷 美里	公募委員	
	三木 一平	高松市民間保育所共励会	
	吉岡 和子	高松商工会議所女性会会長	
人権・健康	● 渡邊 照代	社団法人香川県看護協会会長	
	桑島 洋子	公募委員	
	関谷 利裕	弁護士	～H23.3.31
	伊藤 雅啓	弁護士	H23.4.1～
	津川 眞智子	公募委員	
	蓮井 孝夫	人権擁護委員	
	三好 千秋	公募委員	

※●は分科会リーダー（委員の交替により、○はH23.4.1～分科会リーダー）

## 4 男女共同参画のあゆみ

	世界	日本	香川県	高松市
昭和50年 (1975年)	国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進本部会議」開催		
昭和51年 (1976年)	「国連婦人の10年」 (~1985)	民法一部改正 (離婚後の姓の選択自由)		
昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」策定		
昭和54年 (1979年)	国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択			
昭和55年 (1980年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議 (コペンハーゲン)	「女子差別撤廃条約」署名		
昭和56年 (1981年)	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定		
昭和57年 (1982年)			「香川県婦人行動計画」策定	
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の10年」世界会議(ナイロビ) 「西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行) 「女子差別撤廃条約」批准		
昭和61年 (1986年)				「市民部市民生活課婦人係」設置 「高松市女性行政推進連絡会」設置
昭和62年 (1987年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
昭和63年 (1988年)			「香川女性のための新行動計画」策定	「高松市女性行動計画」策定

	世界	日本	香川県	高松市
平成2年 (1990年)				「日本女性会議 '90 たかまつ」開催 (市制施行100周年記念事業)
平成3年 (1991年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定 「育児休業法」公布 (平成4年施行)		
平成4年 (1992年)			「男女共同参画型社会へ向けての香川行動計画」策定 「民生部婦人児童課女性対策推進室」設置	「市民部女性企画課」設置
平成5年 (1993年)	世界人権会議 (ウィーン) 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「パートタイム労働法」公布、施行		
平成6年 (1994年)		「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置		「第2次高松市女性行動計画」策定
平成7年 (1995年)	「第4回世界女性会議」(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正 (「育児・介護休業法」) 「ILO156号条約」 (家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約) 批准		「高松市女性センター」 (愛称：カワ-高松) 開館
平成8年 (1996年)		「男女共同参画2000年プラン」策定	「香川県男女共同参画推進本部」、生活環境部 青少年女性課女性政策室」設置	「高松市男女共同参画推進本部」設置
平成9年 (1997年)		「男女共同参画審議会設置法」施行 「男女雇用機会均等法」改正	「男女共同参画社会へ向けての香川行動計画」改定	「男女共同参画都市宣言」
平成11年 (1999年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行		
平成12年 (2000年)	国連特別総会「女性2000年会議」 (ニューヨーク) 「政治宣言及び成果文書」採択	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」公布、施行	「生活環境部青少年女性課男女共同参画推進室」設置 内閣府と共催で「男女共同参画フォーラム」実施	

	世界	日本	香川県	高松市
平成 13 年 (2001 年)		「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 「配偶者暴力防止法」公布、施行 第 1 回男女共同参画週間	「香川県男女共同参画推進委員会」設置 「かがわ男女共同参画プラン」策定	「第 12 回男女共同参画全国都市会議 2001 たかまつ」開催 (市制施行 111 周年記念事業)
平成 14 年 (2002 年)			「香川県男女共同参画推進条例」施行 「政策部青少年・男女共同参画課」設置 「配偶者暴力相談支援センター」,「香川県男女共同参画審議会」,「男女共同参画相談室」,「かがわ男女共同参画推進員」設置	「たかまつ男女共同参画プラン」策定
平成 15 年 (2003 年)		男女共同参画推進本部 「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	「総務部青少年・男女共同参画課」設置	
平成 16 年 (2004 年)		「配偶者暴力防止法」改正、施行 「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定		
平成 17 年 (2005 年)	第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」(ニューヨーク)	「第 2 次男女共同参画基本計画」策定		
平成 18 年 (2006 年)		「男女雇用機会均等法」改正(平成 19 年施行)	「かがわ男女共同参画プラン(後期計画)」策定 「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定 「かがわ男女共同参画プラザ」設置	「高松市男女共同参画センター」に名称変更(旧:女性センター) 「市民部地域振興課男女共同・市民参画室」を設置
平成 19 年 (2007 年)		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「配偶者暴力防止法」改正(平成 20 年施行)	「総務部県民活動・男女共同参画課」設置	「たかまつ男女共同参画プラン(改定版)」策定
平成 20 年 (2008 年)		男女共同参画推進本部 「女性の参加加速プログラム」決定 「次世代育成支援対策推進法」改正(平成 21 年施行)		「市民政策部企画課男女共同参画推進室」を設置

	世界	日本	香川県	高松市
平成 22 年 (2010 年)	第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15） 宣言と決議を採択	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第 3 次男女共同参画基本計画」策定		
平成 23 年 (2011 年)	UN Women 正式発足		「第 2 次かがわ男女共同参画プラン」策定 「第 2 次香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定	
平成 24 年 (2012 年)				「第 3 次たかまつ男女共同参画プラン(仮称)」策定



## 5 男女共同参画社会基本法

〔 発 令：平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号 〕  
 〔 最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号 〕

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個

人として能力を発揮する機会が確保されること  
その他の男女の人権が尊重されることを旨とし  
て、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、  
社会における制度又は慣行が、性別による固定  
的な役割分担等を反映して、男女の社会におけ  
る活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす  
ことにより、男女共同参画社会の形成を阻害す  
る要因となるおそれがあることにかんがみ、社  
会における制度又は慣行が男女の社会における  
活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中  
立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社  
会の対等な構成員として、国若しくは地方公共  
団体における政策又は民間の団体における方針  
の立案及び決定に共同して参画する機会が確保  
されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成  
する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、  
子の養育、家族の介護その他の家庭生活におけ  
る活動について家族の一員としての役割を円滑  
に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うこ  
とができるようにすることを旨として、行われ  
なければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社  
会における取組と密接な関係を有していること  
にかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際

的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女  
共同参画社会の形成についての基本理念(以下  
「基本理念」という。)にのっとり、男女共同  
参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改  
善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、  
及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、  
男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施  
策に準じた施策及びその他のその地方公共団  
体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実  
施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他  
の社会のあらゆる分野において、基本理念にの  
っとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよ  
うに努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促  
進に関する施策を実施するため必要な法制上又  
は財政上の措置その他の措置を講じなければな  
らない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画  
社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参  
画社会の形成の促進に関する施策についての報  
告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参  
画社会の形成の状況を考慮して講じようとする  
男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を  
明らかにした文書を作成し、これを国会に提出

しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する

### 基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的

に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必

要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前

任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画

審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）

は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

## 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

〔 発 令：平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号 〕  
〔 最終改正：平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号 〕

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （第二条の二・第二条の三）

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）

#### 第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

#### 第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

#### 第五章 雑則（第二十三条一第二十八条）

#### 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等  
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事

項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者から



の暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。  
(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必

要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要

に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九

号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取

り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起

算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面

会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共

に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた

後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を

記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。  
（即時抗告）
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
（保護命令の取消し）
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これ

らの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の

事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規



定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

## 7 用語解説

### 【 あ行 】

#### 【 M字カーブ 】

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形のことをいう。これは、出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

#### 【 エンパワーメント 】

女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

### 【 か行 】

#### 【 キャリア教育 】

児童生徒一人ひとりの望ましい勤労観や職業観を育て、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、夢や希望を持って生き方や将来を設計し、適切に進路を選択できる能力や態度を育成する教育。

#### 【 固定的な性別役割分担意識 】

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

### 【 さ行 】

#### 【 参画 】

「参加」は仲間に加わることであるが、「参画」は単に参加するだけでなく、企画立案や決定にも自らの意思で関わり、意見や考えを出し、負担も責任も担い合うという主体的かつ積極的な態度や行動をいう。

#### 【 シェルター 】

暴力などから逃れてきた女性のための緊急一時的避難所のこと。

居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなど、女性に対する支援を行う。

一般的にはシェルターとは、民間の支援施設を示すことが多い。

#### 【 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 】

一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

【 周産期医療 】

周産期とは、妊娠満 22 週から生後 1 週末満までの期間をいう。

この期間は、母子ともに異常を生じやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されている。

【 食育 】

一般的には、食品の安全性への不安や、生活習慣病の増加などを背景に、食習慣や食文化、食材、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて身体や心の健康を育むこと。

【 女子差別撤廃条約 】

正式名は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。

昭和 54 年に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年に発効。我が国は昭和 60 年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的および公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻しているかないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し

又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

【 ストーカー行為 】

特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者またはその家族などに対して繰り返し行われる「つきまとい等」の行為のこと。

【 セクシュアル・ハラスメント 】

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

【 た行 】

【 第 5 次高松市総合計画 】

平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間で対象とし、長期的な展望の下、新たな目標と発展の方向性を定め、新しいまちづくりおよび市政の運営の基本方針として策定。

「基本構想」と「まちづくり戦略計画」で構成されており、本市のめざすべき都市像を、『文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松』としている。

### 【 高松市自治基本条例 】

高松市の自治の基本理念や自治運営の基本原則など、市民、議会、行政が協力して、まちづくりを進めるための基本的ルールを定めたもので、高松市市制施行 120 周年記念日の平成 22 年 2 月 15 日に施行した。

### 【 高松市自治と協働の基本指針 】

高松市自治基本条例に掲げられた「市民主体のまちづくり」の実現に向け、協働のあり方や、地域コミュニティ協議会や市民活動団体の目指すべき方向性を示す基本的な指針として平成 23 年 3 月に策定した。

### 【 多文化共生 】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

### 【 男女共同参画社会 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第 2 条）。

### 【 男女共同参画社会基本法 】

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として公布、施行された。

## 【 は行 】

### 【 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法） 】

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的とし、平成 13 年に公布、施行され、平成 14 年 4 月 1 日から全面施行された。

平成 16 年の改正では保護命令の拡充が盛り込まれ、平成 19 年の改正では、保護命令がさらに拡充され、市町村における基本計画の策定、支援センター業務の実施が努力義務とされた。

### 【 配偶者等からの暴力 】

（DV、ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力のこと。

身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含まれる。

### 【 配偶者暴力相談支援センター 】

配偶者からの暴力の防止および被害者の保護を図るため、DV に関する相談、情報提供、被害者の一次保護・自立支援などを行う DV 防止法に基づく都道府県、市町村の機関。

平成 19（2007）年の DV 防止法の改正

では、支援センター業務の実施が努力義務とされた。

### 【 バリアフリー 】

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のこと。

### 【 パワー・ハラスメント 】

仕事上での上下関係を利用した上司による部下への嫌がらせ。

会社などの組織内で、職権や地位を背景に、特定の個人が特定の個人に対し、本来の業務とは関係ない事項について継続的に嫌がらせをし、人格や尊厳を傷つける言動を与え続けること。働く環境を悪化させ、雇用不安を与える。

### 【 病院群輪番制 】

地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の入院治療を実施する体制。

### 【 ま行 】

#### 【 メディア・リテラシー 】

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

### 【 や行 】

#### 【 ユニバーサルデザイン 】

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

### 【 ら行 】

#### 【 ライフスタイル 】

生活様式のこと。特に、趣味、職業、交際、社会との関わり方などを含めたその人の個性を表すような生き方。

#### 【 ライフステージ 】

人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切ったそれぞれの段階。

### 【 わ行 】

#### 【 ワーク・ライフ・バランス憲章 】

平成19年12月、官民トップ会議において策定された。

憲章は「国民的な大きな取組の方向性」、行動指針は「企業や働く者等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針」を示したもの。

仕事と生活の調和を国民的な取組と位置付け、その方向性を示し、実現のために行政と民間が果たすべき役割を定めた。



### 第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）

発行年月：平成24年2月

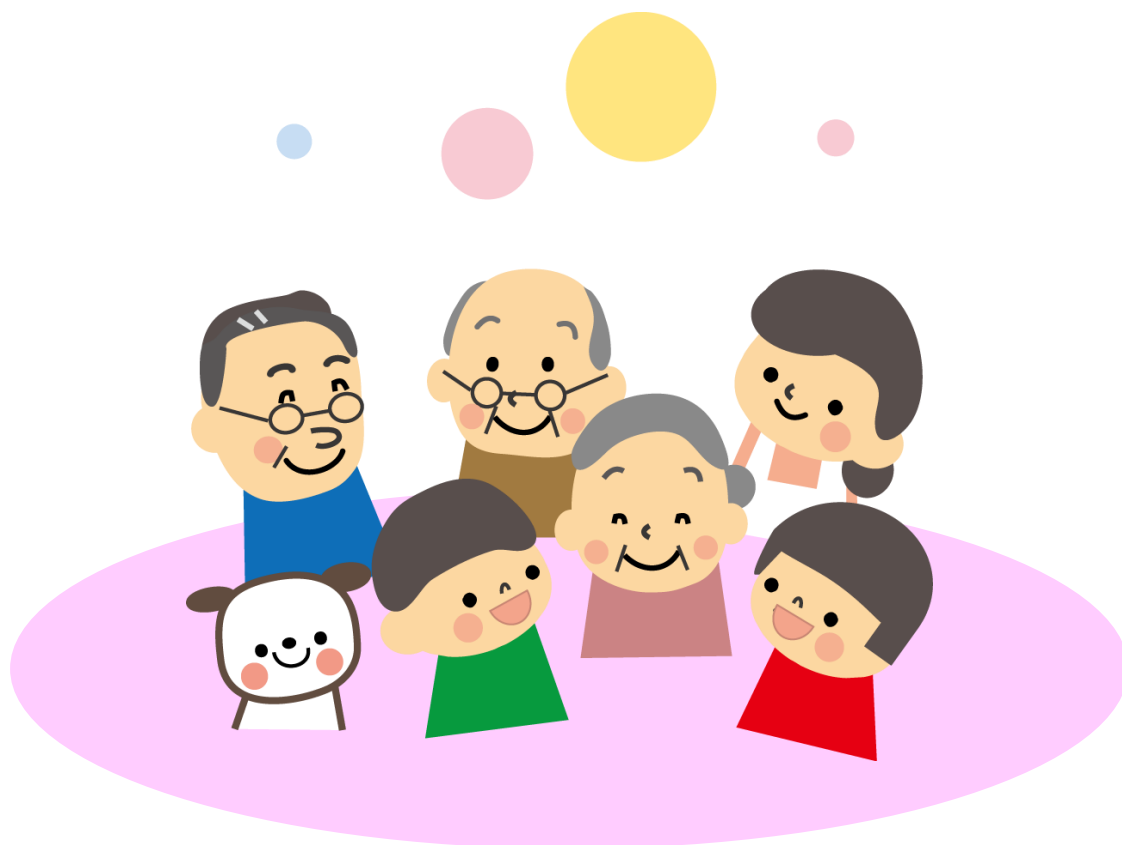
発行：高松市市民政策部企画課男女共同参画推進室  
〒761-8045 高松市番町一丁目8番15号

TEL：087-839-2275

FAX：087-839-2125

# 第3次 たかまつ男女共同参画プラン(仮称)

～だれもがいきいきと自分らしく生きる  
男女共同参画社会の実現をめざして～



高松市



### 計画策定の趣旨

わが国では、平成11年に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置付けられました。

本市では、平成14年に「たかまつ男女共同参画プラン」を、また、平成19年には、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、男女共同参画の様々な施策・事業に取り組んできました。

この度、「たかまつ男女共同参画プラン（改訂版）」の計画期間が平成23年度で終了することから、これまでの取組を継承しつつ、現状を踏まえた新たな課題に対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けての施策を総合的、計画的に推進するため、「第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」を策定しました。

### 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。

また、本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村基本計画を含む計画です。

### 計画の期間

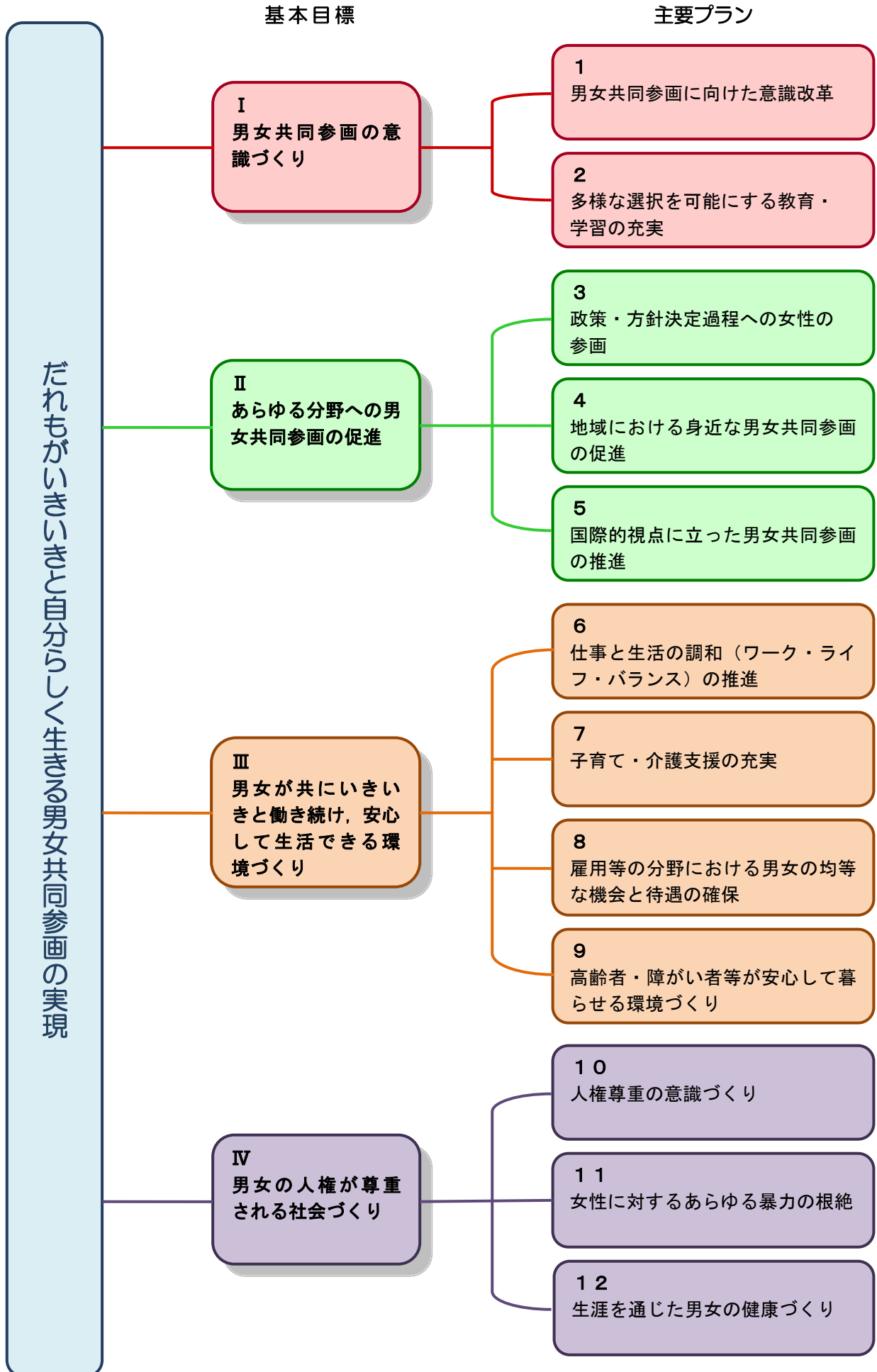
本計画の期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間とします。

### 計画の基本理念

すべての人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会は、だれもがいいきと自分らしく豊かな人生を送ることを可能にします。

このため、本計画の基本理念は、前計画の基本理念を引き継ぎ、次のとおり定めます。

だれもがいいきと自分らしく生きる  
男女共同参画社会の実現



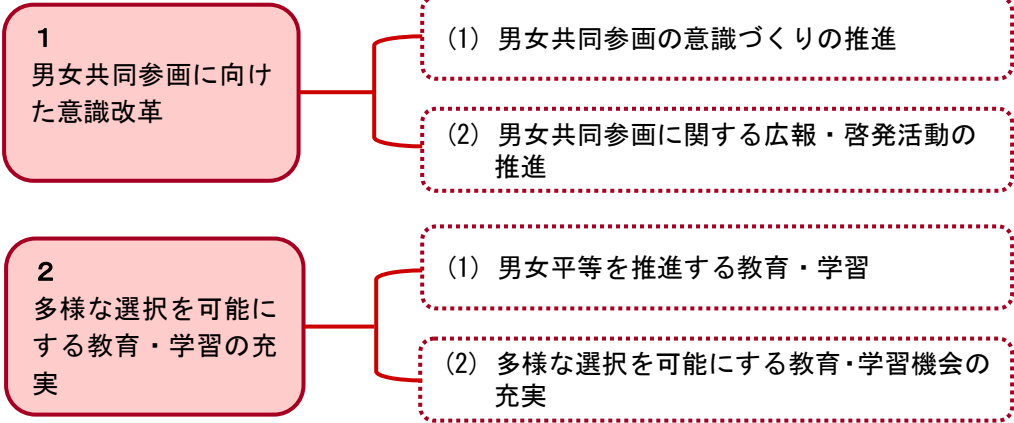
基本目標 I 男女共同参画の意識づくり



男女がお互いの人権を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革を図るとともに、多様な選択を可能にする教育や学習を充実することにより、一人ひとりが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野において男女共同参画の視点を持つことができるよう、男女共同参画の意識づくりを推進します。

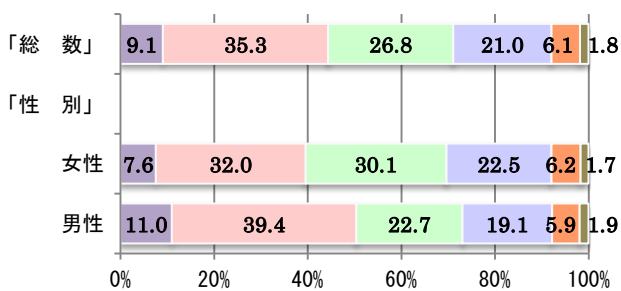
主要プラン

施策の基本的方向



「男は仕事、女は家庭」という考え方について

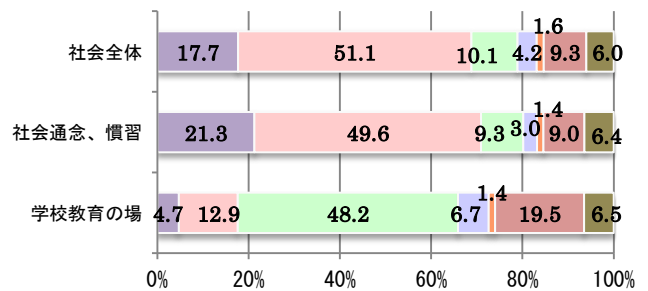
(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



■ 賛成  
■ どちらかといえば賛成  
■ どちらかといえば反対  
■ 反対  
■ わからない  
■ 無回答

男女の地位の平等についてどう思うか

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



■ 男性の方が優遇されている  
■ どちらかといえば男性優遇  
■ 平等  
■ どちらかといえば女性優遇  
■ 女性の方が優遇されている  
■ わからない  
■ 無回答

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進



男女が対等な社会の構成員として、自らの意思によって主体的に社会参画ができるよう、地域や職場など様々な分野において、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、国際的視点に立ち、男女共同参画を進めるなど、あらゆる分野への男女共同参画を促進します。

### 主要プラン

### 施策の基本的方向

**3**  
政策・方針決定過程  
への女性の参画拡大

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(2) 女性の人材育成と情報提供

**4**  
地域における身近な  
男女共同参画の促進

(1) 地域における男女共同参画の促進

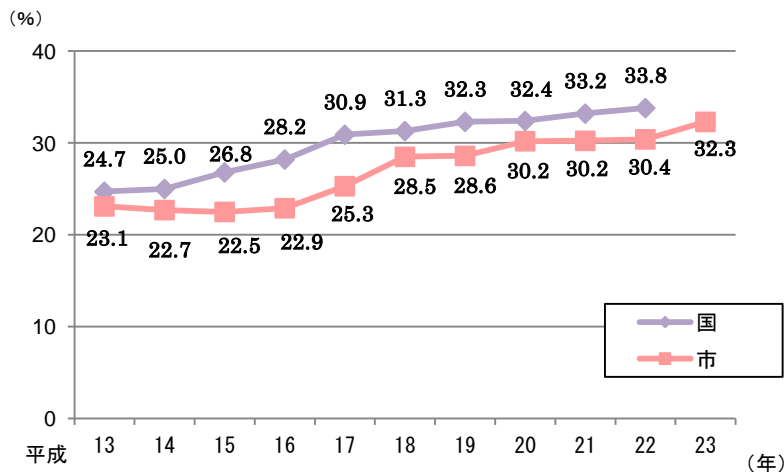
(2) まちづくり等における男女共同参画の促進

**5**  
国際的視点に立った  
男女共同参画の推進

(1) 国際交流・協力における男女共同参画の推進

### 審議会等での女性委員の登用率の推移（高松市）

（国：各年9月30日、市：各年4月1日現在）



## 基本目標 Ⅲ 男女が共にいきいきと働き続け、安心して生活できる環境づくり

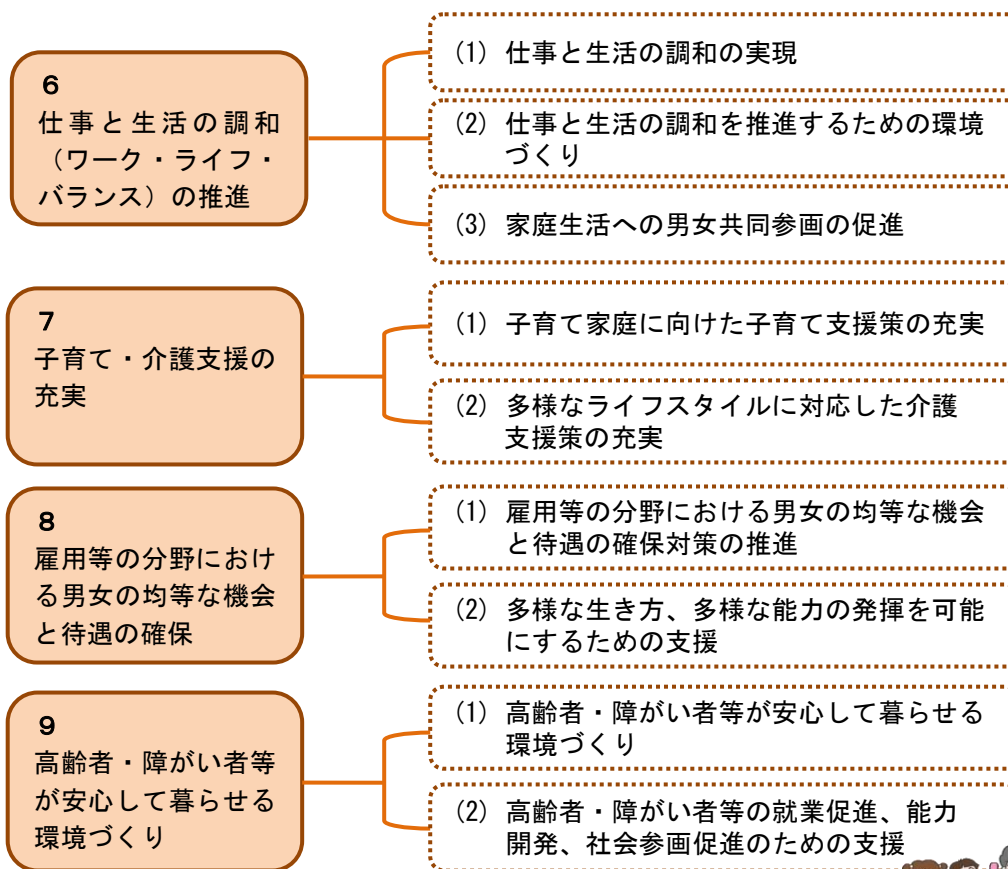
仕事と生活の調和の実現や、多様な働き方を可能とする就業環境の確保を図るとともに、男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場づくりに努めるなど、男女が共にいきいきと働き続ける環境づくりを推進します。

また、男女が共に子育て、介護を担う家庭づくりの促進や、高齢者等の生活の自立支援など、豊かで安心して生活できる環境づくりを推進します。



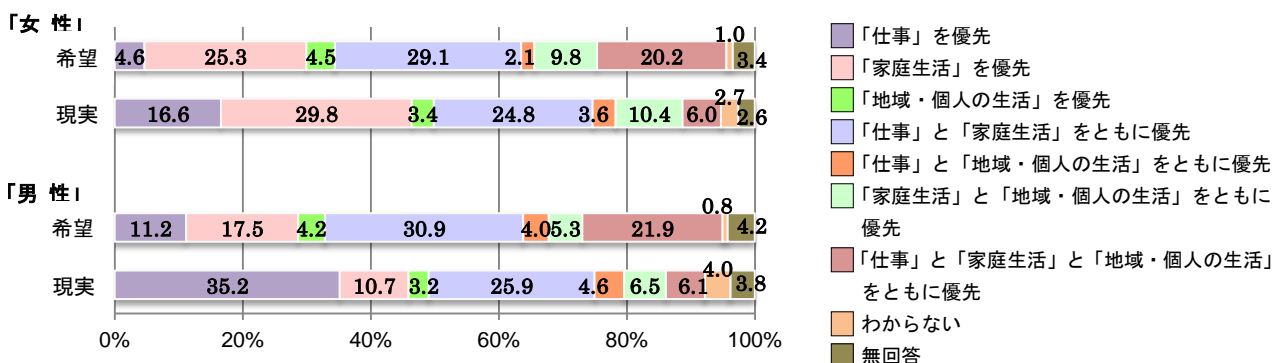
### 主要プラン

### 施策の基本的方向



「希望に最も近いもの」と「現実(現状)に最も近いもの」はどれか。

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



## 基本目標Ⅳ 男女の人権が尊重される社会づくり

性別にかかわらず個人が尊重され、すべての人が人間らしく生きることができるよう、男女の人権が尊重される社会づくりを推進します。

本市では、本計画を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく市町村計画にも位置づけ、女性に対するあらゆる暴力を根絶するための施策を総合的かつ一体的に推進します。



### 主要プラン

### 施策の基本的方向

10  
人権尊重の意識づくり

- (1) 男女の人権尊重の啓発活動の推進
- (2) メディアにおける人権を尊重した表現の促進

11  
女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 相談体制の充実
- (3) 被害者の保護および自立支援
- (4) 加害者への適切な対応
- (5) 配偶者等からの暴力防止対策の推進
- (6) セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進

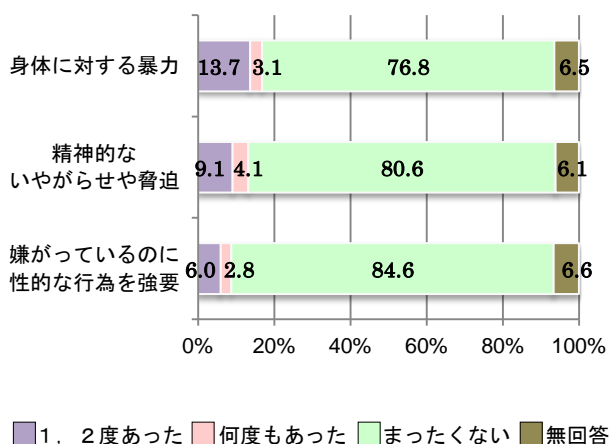
12  
生涯を通じた男女の健康づくり

- (1) 男女の健康の保持増進
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援



### 配偶者からの暴力の経験

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)

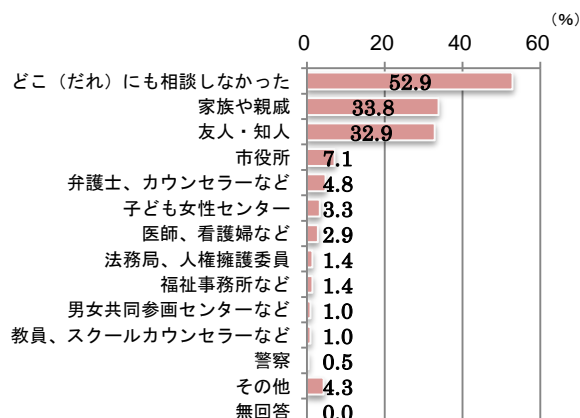


### 被害者の相談状況

複数回答。

左の質問で、1つでも「1、2度あった」または「何度もあった」と回答した人のみ。特にあてはまるものを3つまで選択。

(「高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査(平成22年)」)



## 相談窓口一覧

困ったときは、ひとりで悩まずに相談してみましょう。



名称	電話番号	受付日時等
高松市男女共同参画センター	087-821-2000	「女性こころの相談」 月・水～日 10:00～16:00 (年末年始・祝日を除く)
高松市子育て支援課 こども女性相談室	087-839-2384	月～金 9:00～16:00 (年末年始・祝日を除く)
かがわ男女共同参画 相談プラザ	087-832-3198	月～金 8:30～17:00 (年末年始・祝日を除く)
香川県子ども女性 相談センター	087-835-3211 (女性に関する相談)	電話相談 月～土 9:00～21:00 (年末年始・祝日を除く) 来所相談 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝日を除く) Eメール相談 <a href="http://www.pref.kagawa.jp/kosodate/josei/mail/">http://www.pref.kagawa.jp/kosodate/josei/mail/</a>
	087-862-4152 (子育てに関する相談)	電話相談 月～土 9:00～21:00 (年末年始・祝日を除く) 来所相談 月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝日を除く) Eメール相談 <a href="http://www.pref.kagawa.jp/kosodate/kodomo/mail/">http://www.pref.kagawa.jp/kosodate/kodomo/mail/</a>
香川県警察総合相談 センター	#9110 (全国共通短縮) または 087-831-0110	24時間 緊急の場合：110番
女性の人権ホットラ イン	0570-070-810 (全国共通)	月～金 8:30～17:15 (年末年始・祝日を除く)
DV相談ナビ	0570-0-55210	自動音声により、最寄りの相談窓口を紹介する電話番号案内サービス



### 第3次たかまつ男女共同参画プラン（仮称） 概要版

発行年月：平成24年2月

発行：高松市市民政策部企画課男女共同参画推進室

〒761-8045 高松市番町一丁目8番15号

TEL：087-839-2275

FAX：087-839-2125